

岐阜県人権施策推進指針

(第四次改定)

岐阜県 令和5年3月

は じ め に

人権とは、人間が生まれながらにして持つ、人間らしく幸せに生きる権利で、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合い、互いを尊重する心によって守られるものです。私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高めるとともに、他の人の人権にも十分配慮した行動ができるよう、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

本県におきましても、一人ひとりの幸せと確かな暮らしのあるふるさと岐阜県を目指した基本的な政策の方向性を示す「清流の国ぎふ」創生総合戦略の下、「岐阜県人権施策推進指針」により、「一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指して、諸施策を推進してきました。

最近、県政に大きな影響を及ぼした事象として、新型コロナウイルス感染症のまん延が挙げられます。この感染症のまん延により、令和2年初春から令和5年に至るまで、県内においても医療負担は増大し、社会経済活動は疲弊しました。人権に関しても、感染者やその家族から、感染者をケアする医療従事者に対してまで、特にインターネット上で差別的な表現などの人権侵害が発生しました。

これまで生活を便利にし、さらに今後デジタル・トランスフォーメーション（デジタルによる変革）を進めようとする中で、新型コロナウイルスに加え、部落差別、いじめなどのインターネット上での人権侵害が生じていることは、誠に残念なことです。

一方で、働き方改革など職場における長時間労働やハラスメント、多様な性的指向や性自認など性的少数者の理解増進・支援についても社会の関心が高まってきています。

こうした人権を取り巻く社会情勢や県民意識調査の結果などを踏まえ、この度、現行の指針を更新した「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」を策定しました。

県は、本指針に基づき、国、市町村、教育関係者、関係団体、企業や地域の方々と連携して、引き続き人権施策を積極的に推進しますので、県民の皆さまも、地域や職場、家庭において、一人ひとりの人権を守るための積極的な取組をお願いします。

終わりに、この指針の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました県民の皆さま、関係団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

岐阜県知事 古 田 肇

人権宣言に関する決議

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、わたしたち一人ひとりが人権尊重の意識を高めることが不可欠である。

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つであり、侵すことのできないものとして保障されている。

しかしながら、人権の世紀といわれる 21 世紀を迎えた今なお、さまざまな人権について、偏見や差別による人権侵害の問題が存在しており、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとはいいがたい状況にある。

このようななか、国において、本年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、県においても「岐阜県人権施策推進指針」の策定に着手するなど、人権尊重の意識を高めていく総合的な取り組みが進められている。

よって、本県議会は、県民一人ひとりが互いの違いを認めあい、人権が尊重される社会の実現と、日本一住みよいふるさと岐阜県を目指し、県民とともになお一層の努力をしていくことを宣言する。

以上、決議する。

平成 14 年 12 月 19 日

岐 阜 県 議 会

「岐阜県人権施策推進指針」第四次改定 目次

第1章 指針改定の趣旨	1
第2章 基本的な考え方	
Ⅰ 基本理念	2
Ⅱ 指針の位置づけ	3
Ⅲ 本県の人権施策の推進体制	3
Ⅳ 指針の推進期間	4
第3章 人権施策の総合的かつ効果的な推進	
Ⅰ 人権教育・人権啓発の推進	7
1 人権教育	7
(1) 学校教育	7
(2) 社会教育・生涯学習	8
(3) 家庭教育	9
2 人権啓発	9
(1) 県民への啓発	9
(2) 企業等への啓発	10
3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	10
4 情報収集・提供の推進	12
Ⅱ 相談体制の充実強化	13
1 相談体制の充実強化	13
2 相談機関の周知	13
Ⅲ 県民、関係機関等との連携	15
1 県民との協働	15
2 専門家、各種団体等との連携	15
3 国・市町村との連携	15
4 庁内の連携	16
Ⅳ マスメディア等の活用	16
Ⅴ 進行管理及び見直し	16

第4章 分野別施策の推進

1 女性	17
2 子ども	21
3 高齢者	26
4 障がい者	30
5 部落差別(同和問題)	35
6 外国人	39
7 インターネット上の人権侵害	42
8 感染症患者等	45
9 刑を終えて出所した人	49
10 犯罪被害者等	51
11 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	54
12 災害に伴う人権問題	58
13 その他	60
用語解説	66

資 料

○ 人権をめぐる国内外の動向	77
1 国際的な動向	77
2 国内の動向	77
3 本県の取り組み	78
○ 人権関係年表	80
○ 世界人権宣言	87
○ 日本国憲法(抄)	91
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	93
○ 関連法規等(抜粋)	95

注) 文中に※が付いた用語は、「用語解説」に説明がありますので参考にして下さい。

第 1 章 指針改定の趣旨

2000 年（平成 12 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、本県では 2003 年（平成 15 年）3 月に「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。その後、社会情勢の変化等を踏まえ、5 年ごと 3 度にわたる改定を経て、「一人ひとりの人権が尊重される社会」を目指して、「よく生き合う[※]力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進等を重点として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

しかし社会には依然として、人命を損なう恐れのあるいじめ、職場におけるハラスメント[※]、スマートフォンの普及や様々な SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）[※]の利用拡大に伴うインターネット上の誹謗中傷や、性的指向[※]及び性自認[※]を理由とする偏見・差別など、解消に向けて取り組むべき様々な人権問題があります。

また 2020 年（令和 2 年）から 3 年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症がまん延し、県内でも感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別が社会問題になりました。

様々な人権問題について、引き続き一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人々の意識に訴えていくことが必要です。

この度の改定は、こうした社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、2023 年度（令和 5 年度）からの岐阜県の目指すべき人権施策のあり方について方向性を示すものです。

第 2 章 基本的な考え方

I 基本理念

日本国憲法には、「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」の3つの原則があります。「基本的人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利のことです。

憲法第13条において「すべての国民は、個人として尊重される」とうたっており、「個人として」とは、「一人ひとりの違いを超えて」ということを意味します。そうした「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」・「人間の尊厳に基づく固有の権利」である人権は、すべての人に平等に保障されなければなりません。

しかしながら、私たちの周りには、様々な偏見や差別など人権に関する深刻な問題が多く発生しており、依然として「人権が尊重される社会」の実現が大きな課題となっています。

自分の権利を主張するだけでは、他の人の権利を侵害する場合があります。一人ひとりが互いを認め合い、他の人の人権を尊重することが、ひいては自分の人権を守ることに繋がります。

また、人と人がつながり、家族や地域を支える力をはぐくむことができるよう、人権に含まれる個別課題が、より広く、より深く「人間の問題」として「響き合い、重なり合う」ような教育・啓発の推進が求められています。

一人ひとりが違うという多様性が尊重される「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取組の推進及び県民の理解促進を基本理念とします。

1 テーマ

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して

2 重点対策

(1) 「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化が問題視されている中、県は、県民一人ひとりが「よく生き合う力」をはぐくむことができるような人権教育・人権啓発のあり方について検討を進めるとともに、人権啓発手法を創意工夫し、行政・教育機関、団体、地域、企業等が一体となった人権教育・人権啓発の推進に努めます。

(2) 市町村の人権教育・人権啓発推進に向けた指針に基づく取組の支援

人権施策推進にあたっては、県民に身近な市町村が、地域の実情に即したきめ細かな取組を行うことが期待されます。これまでに県内全市町村において、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条により地方公共団体の責務とされる人権教育・啓発施策に関する施策が策定されました。県は、各市町村において実情を踏まえた施策が充実されるよう必要に応じて支援するとともに、国や各種団体とも連携して、県内の人権教育・啓発を進めます。

(3) 人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取組、不断・普段の検証

個別の人権問題への対応については、人権教育・人権啓発による「予防」が重要ですが、その「早期発見」や「迅速な対応」、「持続的な取組」、「不断・普段の検証」も大切です。

県は、人権侵害事案には、個人情報管理など、より人権に配慮して対応し、国、市町村などの人権関係機関等との連携の強化や情報の共有に努め、庁内における「岐阜県人権施策推進連絡協議会」とも連携を密にして取り組みます。

II 指針の位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定した現在の指針を継続・発展させ、本県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

県はこの指針に基づき、今後も、国、市町村、関係機関と連携して、より総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進します。

分野別施策については、「第4章 分野別施策の推進」において整理し、様々な人権課題に対応した施策を推進します。

III 本県の人権施策の推進体制

(1) 県の推進体制

人権施策を推進するために、人権問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県人権懇話会」*及び「岐阜県地方改善促進審議会」において、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題に関する意見を聴き、施策に反映させます。

各分野の人権施策を効果的に実施するため、県の人権施策に係る庁内関係課で組織する「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、相互の連携を図り、事業を展開していきます。

人権啓発事業の推進については、「岐阜県人権啓発センター」*において、人権啓発出前講座や資料貸出によって人権意識の高揚を図るとともに、人権を侵害されたと感じる方々からの相談業務を行います。また、施策分野により、専門の相談窓口を設けます。

教育に関しては、「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、「岐阜県人権教育協議会」を中心に、人権教育を推進します。特に、人権教育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあい活動」*を行い、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権問題の解決のための教育を実施します。

(2) 国、市町村、関係機関との連携

啓発活動については、国、市町村など関係機関もそれぞれの立場で取り組んでいます。これらの機関と連携して幅広い活動を行うことがより効果的です。

県は、岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員*連合会及び岐阜市と「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」*を組織し、協議会として、12月の人権週間に合わせた啓発事業を実施するなど、活動を推進します。

また、人権課題に対する正しい理解と認識を広めるため、新聞、テレビ、ラジオなどマスメディアの情報伝達力を活用した広報も推進します。

IV 指針の推進期間

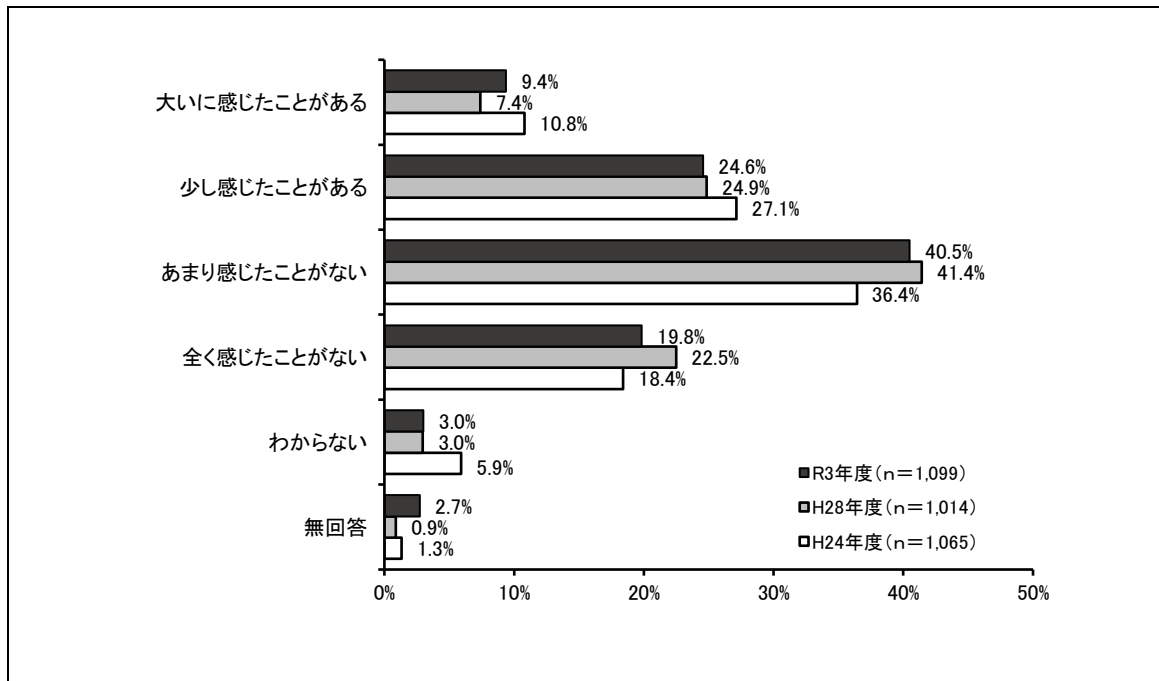
この指針の推進期間は、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、国、市町村、関係機関及び県民とともに人権に関する総合的かつ効果的な取組を継続します。

【人権に関する県民意識調査＜令和3年12月調査：岐阜県＞】（グラフの中のnは回答者を表す。以下、同じ）

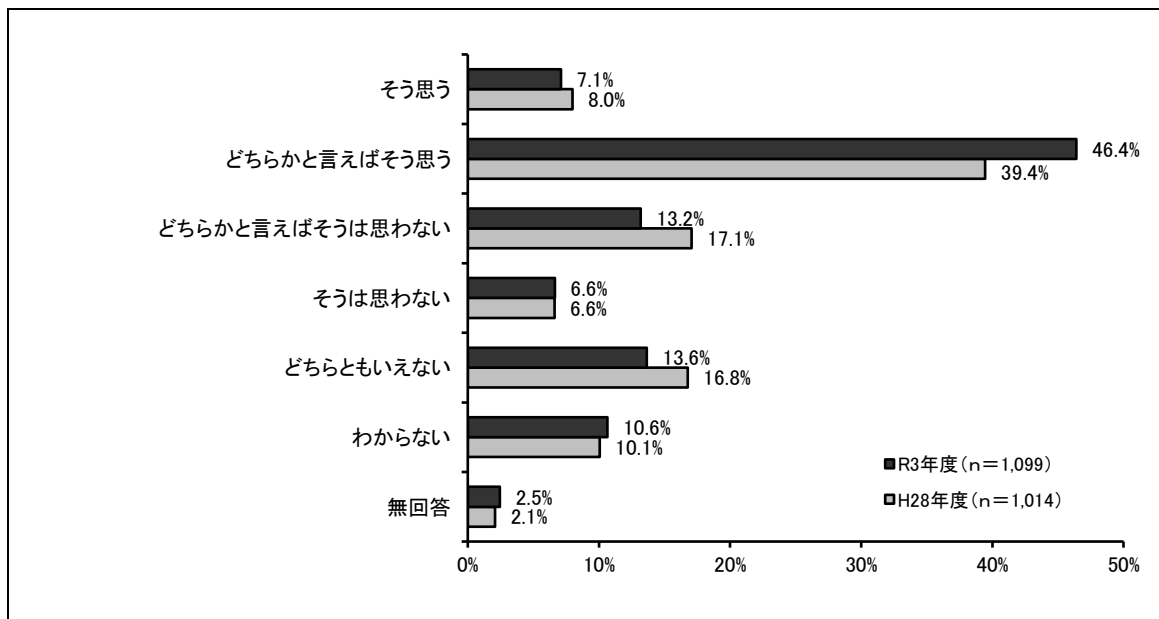
■ 人権侵害の経験について

Q あなたは、これまでに人権を侵害(暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など)されたと感じたことがありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



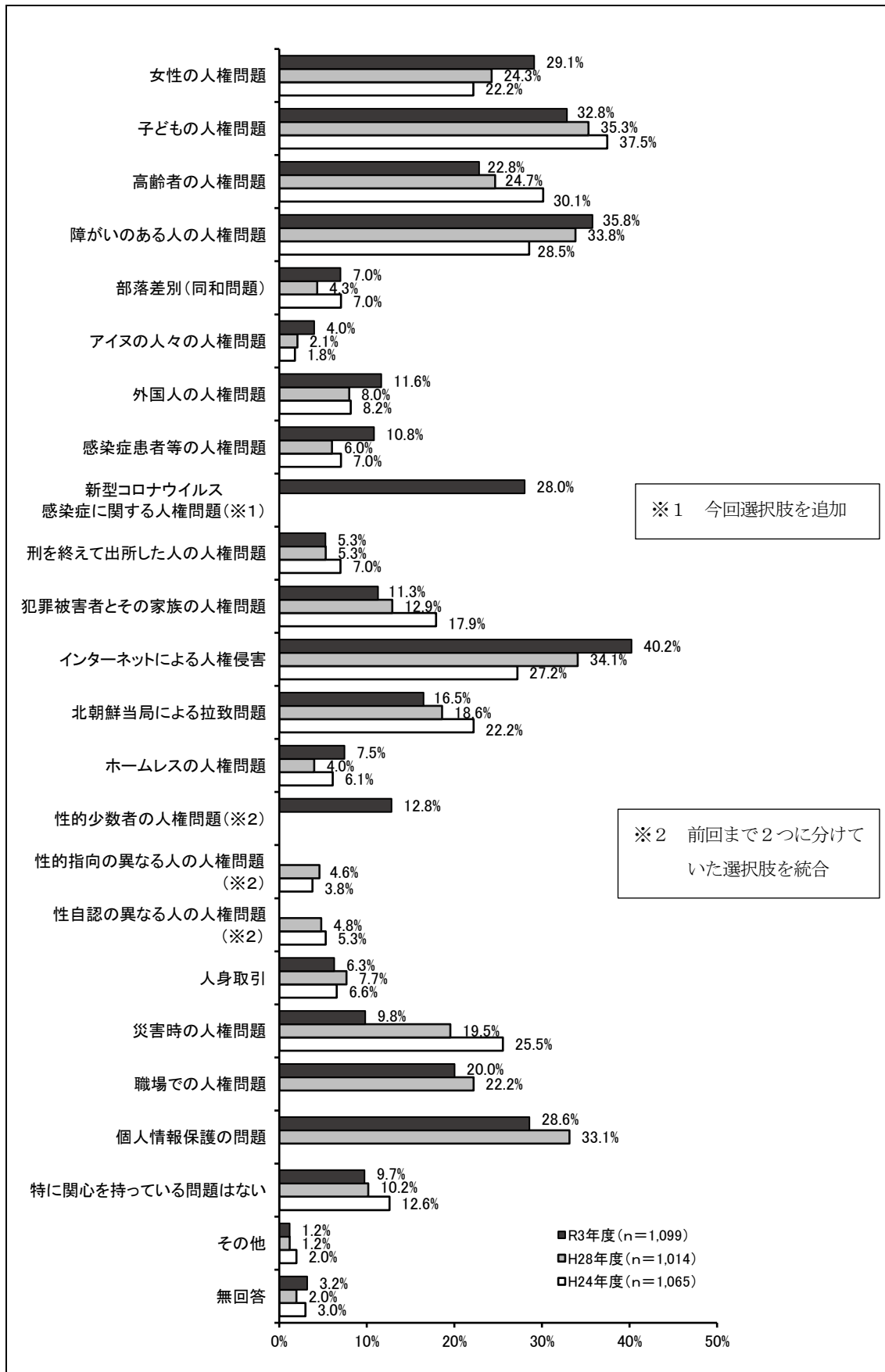
■ 人権意識について

Q あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 現在関心を持っている人権問題

Q 以下にあげた各人権問題の中で、あなたが現在関心をもっているものはどの問題ですか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



第 3 章 人権施策の総合的かつ効果的な推進

この指針を実効あるものにするためには、人権教育・人権啓発の推進をはじめ、人権教育・人権啓発を行う実施主体間のより緊密な連携を図ることが必要であり、県政の主役である県民との協働や、人権問題の専門家である人権擁護委員^{*}、民生委員・児童委員、保護司、学識経験者、人権関係の各種団体等との連携・協力による取組が求められています。

また、国、市町村との連携・協力体制を確保し、総合的かつ効果的な事業の推進を図ることが重要です。

このため、次の4つの視点から、県の人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

- I 人権教育・人権啓発の推進
- II 相談体制の充実強化
- III 県民、関係機関等との連携
- IV マスメディア等の活用

分野別人権課題については、政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」、法務省が定める啓発活動強調事項を基本として、施策に取り組むこととします。

I 人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会を実現するためには、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通して、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

このため、県民一人ひとりの人権を尊重する意識が高まり、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう引き続き人権教育・人権啓発を推進します。

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、基本的人権の尊重の精神を正しく身に付けることをいいます。

地域の実情等を踏まえ、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、専門家や関係機関で構成する検討会議等の開催、学校教育、社会教育・生涯学習、家庭教育を推進します。

(1) 学校教育

学校教育においては、人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。

政府の人権擁護推進審議会答申や「人権教育・啓発に関する基本計画」等と県内の状況を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進し、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりに取り組みます。

その際、幼児、児童・生徒の発達段階に応じながら、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存在する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努めます。

また特別な支援が必要な子どもには、一人ひとりの発達段階や障がいの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めるとともに、周りの子どもや地域の人々との交流を積極的に推進し、相互の社会性や豊かな人間関係の育成に努めます。

あわせて、人権にかかわる様々な情報があふれる中で、児童・生徒一人ひとりの情報を読み解く能力など必要な基盤となる能力を育てるとともに、雇用及び労働に関する人権問題に対処できるよう教育の充実に努めます。

幼稚園・認定こども園、特別支援学校幼稚部においては、豊かな体験活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努めるとともに、幼児一人ひとりの良さや主体性が発揮される活動に努めます。

保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心を育てるとともに、子どもの人権に十分配慮した保育を行います。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、学校内における「いじめ」等の問題を厳粛に受け止め、命を守ることを最優先に考え、自己を見つめる力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てます。

また、教師と児童・生徒、そして児童・生徒相互の信頼関係を築き、児童・生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にしたい教育の充実に努めます。

それぞれの園・学校においては、人権教育における行動力の育成を図るための取組である「ひびきあい活動」*を実施し、児童・生徒及び教職員等の一層の人権感覚の向上を図るとともに、家庭・地域と連携した人権教育を推進します。

(2) 社会教育・生涯学習

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。

学習を進めるにあたっては、県と市町村の十分な連携のもと、受講者が抱える課題を反映したテーマの設定や、取組事例の発表、参加体験型の学習等を取り入れるなど常に改善や工夫に努めます。

地域における人権教育活動を効果あるものにするためには、地域に根づき、地域で人権教育・啓発活動を推進するリーダーを育成していくことが不可欠です。今後も引き続き地域のリーダー育成及び資質向上を図ります。

社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域

社会づくりに極めて大きな役割を果たしています。今後も、各種の社会教育関係団体の連帯や団体相互の交流、地域活動の広がりを創り出すような活動を促進します。

(3) 家庭教育

家庭は、人権に関する基本的な学習の場であり、特に子どもにとっては、人権意識をはぐくむ上で極めて重要な場です。親が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で子どもと接することが重要です。

しかし、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。

このような中、これまで行われてきた家庭教育を支援するための取組をさらに進めていくため、2014 年(平成 26 年)「岐阜県家庭教育支援条例」を制定しました。

これに基づき、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域住民、学校、市町村等の関係者が連携して家庭を支えていく施策を進めます。

また、家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、社会人権学習資料を作成し、保護者等に配布するなど、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者の人権意識の高揚を図るため、学習機会の充実等に努めます。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)」(「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条)をいいます。

県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、県民や企業への啓発を推進します。

(1) 県民への啓発

県民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、他の人の人権に配慮できるよう、多様な機会の提供や効果的な手法の採用などによる啓発活動を推進します。

毎年12月の人権週間(12月4日～12月10日)の取組の一環として「人権啓発フェスティバル in ぎふ」(主催：岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会)や人権啓発展を開催し、多くの県民、特に若者世代への啓発対象の拡大を図ります。

啓発ポスターの掲示、ラジオ・新聞等マスメディアの活用のほか、県民が「温かい心のふれあい」「心豊かなまちづくり」について気づききっかけづくりとして、県民のみならずから応募をいただいた「ちょっといい話」*を紹介するなど、創意工夫をこらして様々な啓発活動を展開します。

また、岐阜県人権啓発センター※による人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発パネル・DVD等の貸出、人権に関する情報の収集・提供等により人権啓発の充実に努めます。

(2) 企業等への啓発

企業等においては、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）やパワーハラスメント※（以下「パワハラ」という。）等への対応、働く人の立場に立った働き方改革※が求められています。

また、2010年(平成22年)ISO26000※の中で、企業の社会的責任の中の中核的課題として人権が明記されるなど、企業の社会的責任（CSR※）が一層重要視され、自社の従業員のみならず消費者や地域社会等への配慮も求められるようになっていきます。

企業等の人権に関する担当者を対象に、「まなざしセミナー（企業人権セミナー）」などの研修会、講演会を開催するとともに、啓発資料の配布、情報の提供、講師の派遣などの支援に努めます。

また、企業等における人材の採用にあたっては、公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等に取り組むよう、国等の関係機関と連携し、啓発活動を推進します。

3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。

特に、行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係職員、マスメディア関係者など、人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があります、それぞれの機関において研修等を推進します。

(1) 行政職員

行政職員は、職員一人ひとりが、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが必要です。

このため、県職員については職員研修所での研修をはじめ、各課・事務所に設置されている人権啓発推進員による課内研修等により、人権問題を自らの課題と受け止め、その解決に向けた主体的な行動がとれるよう人権意識の高揚に努めています。

引き続き、新規採用や昇任した全職員に対し、その職務内容と責務に応じて様々な人権課題に係る研修を実施し、職員の人権意識の習得と定着に努めます。

また、県民により身近に接することの多い市町村職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市町村に対し研修会等の実施を要請するとともに、必要に応じて講師を派遣するなど、連携・協力体制を推進します。

(2) 教職員

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高める上で、きわめて重要な役割を担っています。

そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念について十分な認識をもつことができるよう、校長・教頭を対象とした幹部研修や教員研修を実施し、全教育活動を通して、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりが推進される研修の充実を図っています。

今後は、これまで各教育事務所や学校が行ってきた研修の成果や実情を踏まえ、様々な人権課題について、具体的な事例を通して研修に努め、教職員の人権意識をより一層高めるように努めます。

(3) 警察職員

警察職員は、その職務上、人権にかかわる機会が多く、すべての警察職員が豊かな人権感覚を身につけ、人権を尊重した公正で親切的な職務を執行することが求められています。

このため、職場や警察学校において、人権尊重に関する研修や授業、訓練等を行っています。

今後も研修等を実施し、被害者や被疑者などの人権に配慮した職務に努めます。

(4) 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体の安全、財産の保護等を職務とし、その活動を通して密接に県民の日常生活と関わっていることから、人権意識を持って任務を遂行することが求められています。

このため、県消防学校において人権に対する正しい理解と認識を深めるために、人権問題に関する研修を実施しています。

今後も研修を実施し、各種消防業務において適切な対応が行えるよう努めます。

(5) 医療・福祉関係職員

医療関係職員は、県民の生命や健康の維持・増進に直接かかわる業務に従事していることから、業務遂行において、患者や家族のプライバシーに対する配慮や診療情報の守秘義務があり、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。

このため、職員の採用時や職場などで人権に関する研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に努めます。

また、福祉関係職員は、高齢者、障がい者、子どもなどの介護業務から生活相談業務（いじめなど）などに直接携わっており、業務の遂行にあたっては、個人のプライバシーや人権尊重に対する十分な認識と配慮が求められています。

このため、福祉関係職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図り

ます。さらに、地域とのつながりの深い民生委員・児童委員についても研修会への参加を促し、人権意識の高揚に努めます。

(6) マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオなどのマスメディアは、情報化社会の現在において社会的に大きな影響力を持っており、人権尊重の社会を形成する上で重要な役割を担っています。

したがって、公共的使命を踏まえ、かつ人権尊重の視点に立った取材活動や報道に心がけることが望まれることから、マスメディア関係者に対し、人権感覚を身につける社内啓発等に、自主的・積極的に取り組まれるよう働きかけます。

4 情報の収集・提供の推進

県民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報の収集・提供は大きな要素の一つです。

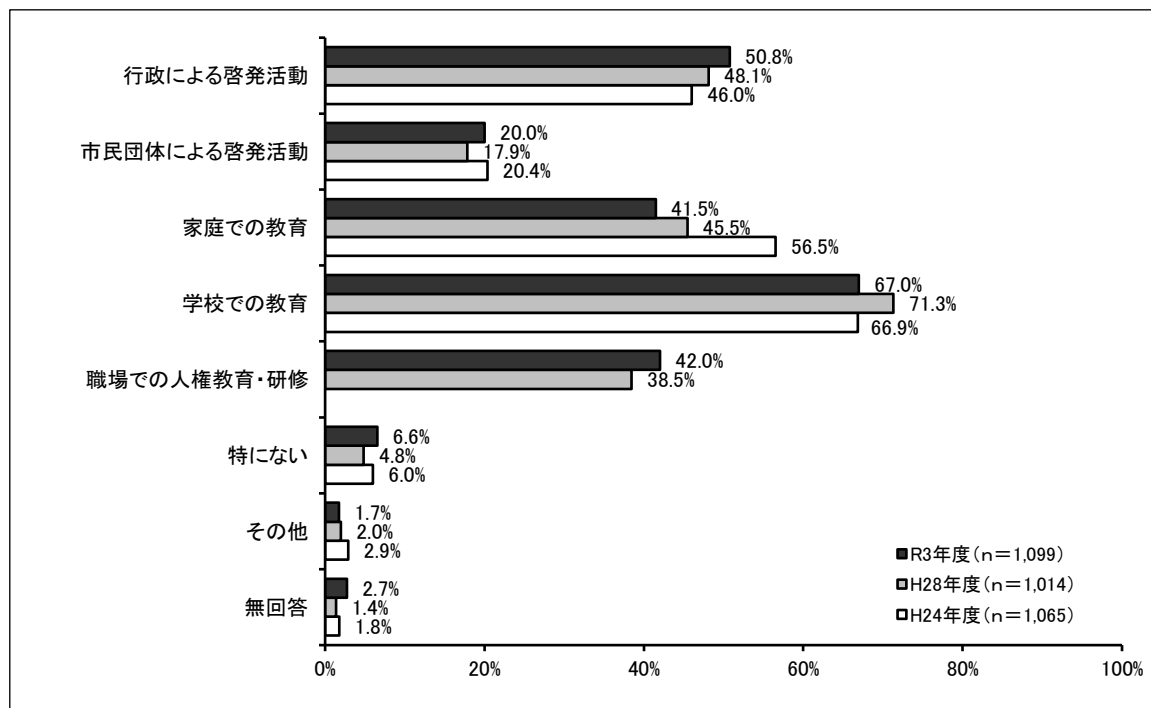
このため、国をはじめ都道府県、市町村、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

また、これらの情報を県民、関係機関が容易に入手できるよう、県のウェブサイトや広報紙の発行などにより、効果のある情報提供に努めます。

■ 人権意識を高める方法

Q 人権意識を高める方法としては、どのようなものが有効と考えられますか。

次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



Ⅱ 相談体制の充実強化

県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要です。多様な人権問題が生じている現状において、相談窓口の役割は大きくなっており、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要です。

1 相談体制の充実強化

県では、人権一般の相談窓口として設置する「岐阜県人権啓発センター」※における電話・面接・メールによる人権相談などを充実させるとともに、相談者に適切な専門機関を紹介するように努めています。

人権に関わる県政各分野においても相談窓口の体制の充実に努めます。

2 相談機関の周知

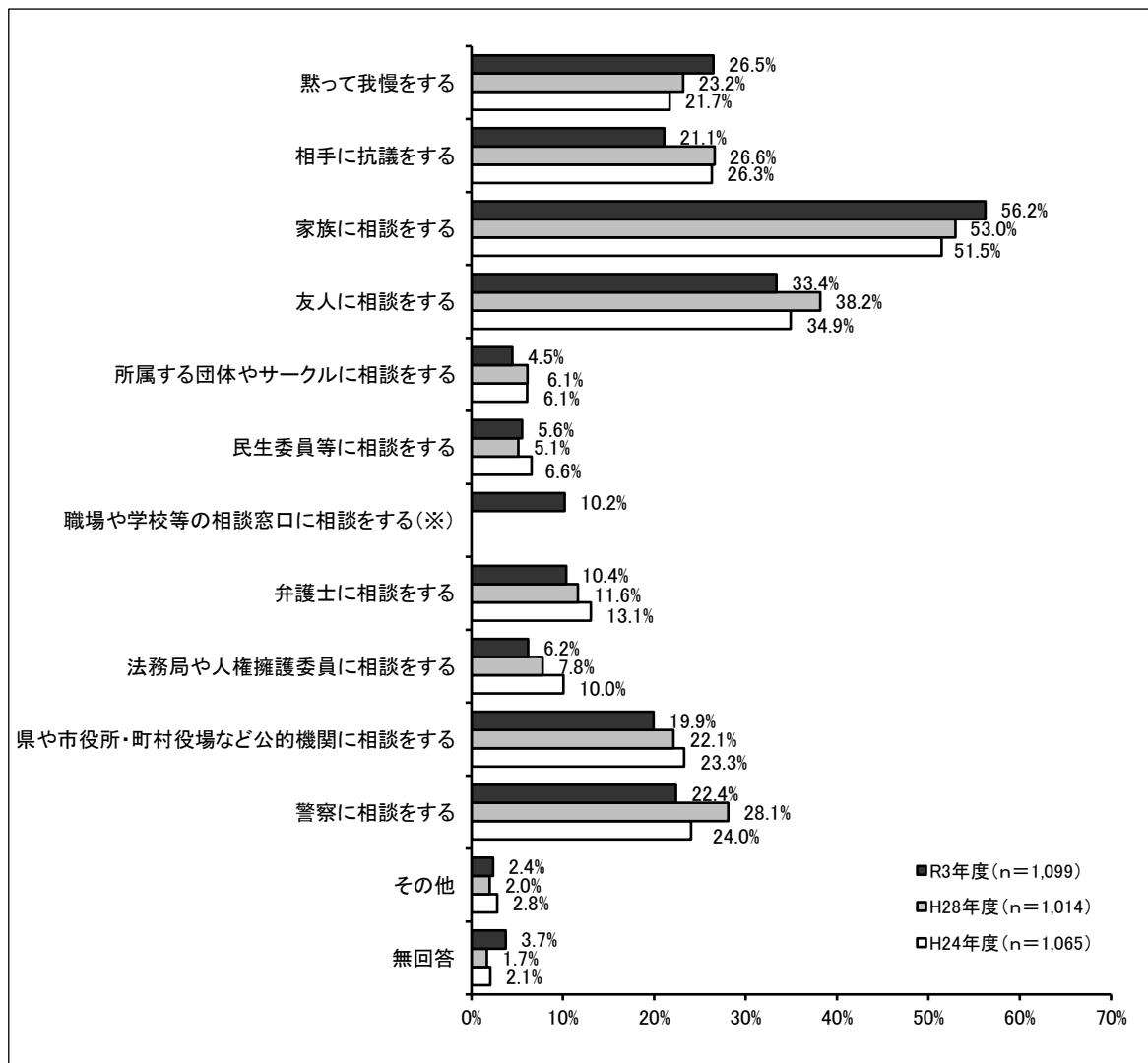
国、市町村や社会福祉関係などの各種団体が、配偶者等からの暴力、児童虐待、障がいのある人や高齢者の権利擁護等に関する相談など様々な相談窓口を設置し、住民からの相談に対応しています。

また、人権侵害に対する被害者の救済は、法務局、人権擁護委員※による人権侵犯事件の調査処理や最終的な紛争解決手段としての裁判制度により、被害者保護に取り組まれています。

県は、人権に関する相談等を行っている県内の国、県、市町村および各種団体の相談窓口について、必要な時に利用しやすいよう、情報の周知を図ります。

■ 人権侵害を受けた場合の対応

Q 人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



※ 今回選択肢を追加

Ⅲ 県民、関係機関等との連携

1 県民との協働

施策の推進にあたっては、何よりも県民が直面している個別課題が互いに「人間の問題」として呼応し合い、「響き合い、重なり合う」関係が重要であることから、より総合的な人権教育・人権啓発の推進が不可欠であり、県民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要です。

そのために、より多くの県民が人権問題を身近な問題としてとらえることができるよう、わかりやすく、親しみやすい啓発手法を創意工夫し、人権教育・人権啓発の推進を行います。

また、県のウェブサイトや各種講座・イベント・研修会などの参加者のアンケートなどを通して県民の皆さんの意見・提案を整理・分析し、今後の施策に反映するなどの取組を進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国や市町村、専門家や関係団体との連携・協力に加え、企業や地域、学校などの理解と協力により一体となった推進が重要です。

地域に密着した人材である人権擁護委員※、民生委員・児童委員、保護司、社会施設職員、医療関係者、教職員に加えて、NPOやボランティア団体とのネットワークの充実に努めます。

2 専門家、各種団体等との連携

「岐阜県人権懇話会」※から人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な施策推進の検討を進めるとともに、「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」※の組織力や活動の充実・強化を図るなど協力体制を強化し、幅広い取組を進めます。

また、女性、子ども、高齢者、障がい者等の様々な人権課題ごとに関係する機関において策定されている計画等に基づき取組が実施されていますが、これらをより総合的かつ効果的に推進するため、一層緊密な連携を図り、施策を進めます。

さらに、人権教育・人権啓発の推進のため、学識経験者、各種団体代表者等で構成される「岐阜県人権教育協議会」や「岐阜県生徒指導推進会議」等との連携を図ります。また、企業における主体的な取組を積極的に支援します。

3 国・市町村との連携

国（法務省岐阜地方法務局）とは、県等と共に組織する「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、連携して総合的・効果的な人権教育・人権啓発の推進を図ってきたところであり、今後も連携・協力を一層強化します。

また、県民にとって最も身近な市町村は、地域の実情に応じたきめ細かい取組を行うことが期待されています。県においても市町村の行う人権啓発活動の周知に

協力するとともに、相談機関の状況等をウェブサイトに掲載するなど、市町村が実施する取組への支援や助言を実施します。

4 庁内の連携

県における人権施策を推進するため、庁内の「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、連携・協力を図るとともに、個別の人権問題への迅速な対応に努めます。

Ⅳ マスメディア等の活用

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、マスメディアの果たす役割はきわめて大きく、人権尊重の理念の重要性をより多くの県民に効果的に伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠であり、これまでテレビ、ラジオ、新聞等を活用した人権教育・人権啓発活動を積極的に展開してきました。

今後も、マスメディアへの積極的な情報提供をはじめ、マスメディアの多種多様な媒体の情報伝達力を最大限に活用した人権教育・人権啓発を推進します。

また、ウェブサイトなど県の広報媒体による啓発をはじめ、啓発用パンフレットやリーフレットの効果的な活用を図り、人権啓発活動を推進します。

Ⅴ 進行管理及び見直し

進捗状況については、毎年、定期的に進行管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。

指針改定後は、2023 年度(令和 5 年度)から 2027 年度(令和 9 年度)までの 5 年間の推進期間内における具体的な施策に対する検証を行っていきます。

また、県民の意見、県民意識のデータの収集や、社会情勢の変化等による新たな人権課題への対応など、必要に応じて見直しを行うなど、内容の充実を図っていきます。

第 4 章 分野別施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

女性問題については、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機として、取組が進められてきました。

国においては、1985 年（昭和 60 年）の「女子差別撤廃条約」*の批准以降、「男女共同参画社会基本法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定等が進められてきました。

県では、2003 年（平成 15 年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定、翌年には「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女基本計画」という。）を策定し、取り組んできました。

これまでの取組を通して、男女の地位の不平等感や性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消の方向に向かっています。しかし、社会全体としては、女性の参画が進まない分野があるなど不平等感や性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っており、引き続き男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

「男女基本計画」は、各施策の検証結果を反映しつつ、それまでの実績を評価し、新たな課題に対応するため 5 年ごとに計画を見直し、男女共同参画社会づくりを推進していきます。

「女性に対する暴力の根絶」については、「男女基本計画」においても主要課題の一つとしていますが、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことから、県としても 2006 年（平成 18 年）に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し施策を推進しています。男女基本計画と同様に 5 年ごとに見直し施策を推進していきます。

また、「配偶者暴力相談支援センター」*としての機能を併せ持つ「県女性相談センター」*と「県事務所福祉課」において、関係機関との連携のもと、女性に対する相談、ドメスティック・バイオレンス*（「以下「DV」という。）被害者の保護支援も実施しています。

DVは、その発見が困難なため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、10 代・20 代の時に交際相手から暴力を振るわれたことがあるという女性も少なくなく、DVは婚姻関係、年齢を問わず起きています。

こうした背景もあり、「配偶者暴力相談支援センター」、市町村福祉担当窓口における配偶者等からの暴力の相談件数は、年々増加傾向にあります。

職場においては、男女の待遇に差があるだけでなく、セクハラ*やマタニティ・

ハラスメント※（以下「マタハラ」という。）により、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりしている問題が大きくなっています。

さらに、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネス※など、性犯罪や売買春など問題が多様化しています。

今後も、あらゆる層へ啓発することにより、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が、前回（2017年（平成29年）実施）、前々回（2012年（平成24年）実施）と同様に高くなっています。

また、DV、セクハラやマタハラに対する関心は、前回より高くなっており、新たに項目とした性犯罪や売買春についての関心も、高い割合になっています。

こうしたことから、引き続き男女平等意識の高揚が望まれます。

(2) 施策の方向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

1) 人権尊重意識の確立と擁護

男女間の不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因といえます。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力（DV、セクハラ、マタハラ、性犯罪、売買春等）を許さない社会環境づくりのため、「女性に対する暴力をなくす運動」など啓発活動に努めます。また、女性に対する暴力の被害救済のため、「配偶者暴力相談支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」※等の相談窓口の周知、各種広報活動を行います。

3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「男性の方が優遇されている」や「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される固定的な性別役割分担意識は、少しずつ薄れつつありますが、まだその解消には至っていないため、政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するなど、様々な機会や媒体の活用により、地域社会に向けて啓発活動を進めます。

4) 「男女共同参画」社会の更なる推進

すべての県民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立

場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指して、これまでの男性を中心とする働き方を見直すとともに、県民や事業者に対し、相談、支援や啓発を行っていきます。

5) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

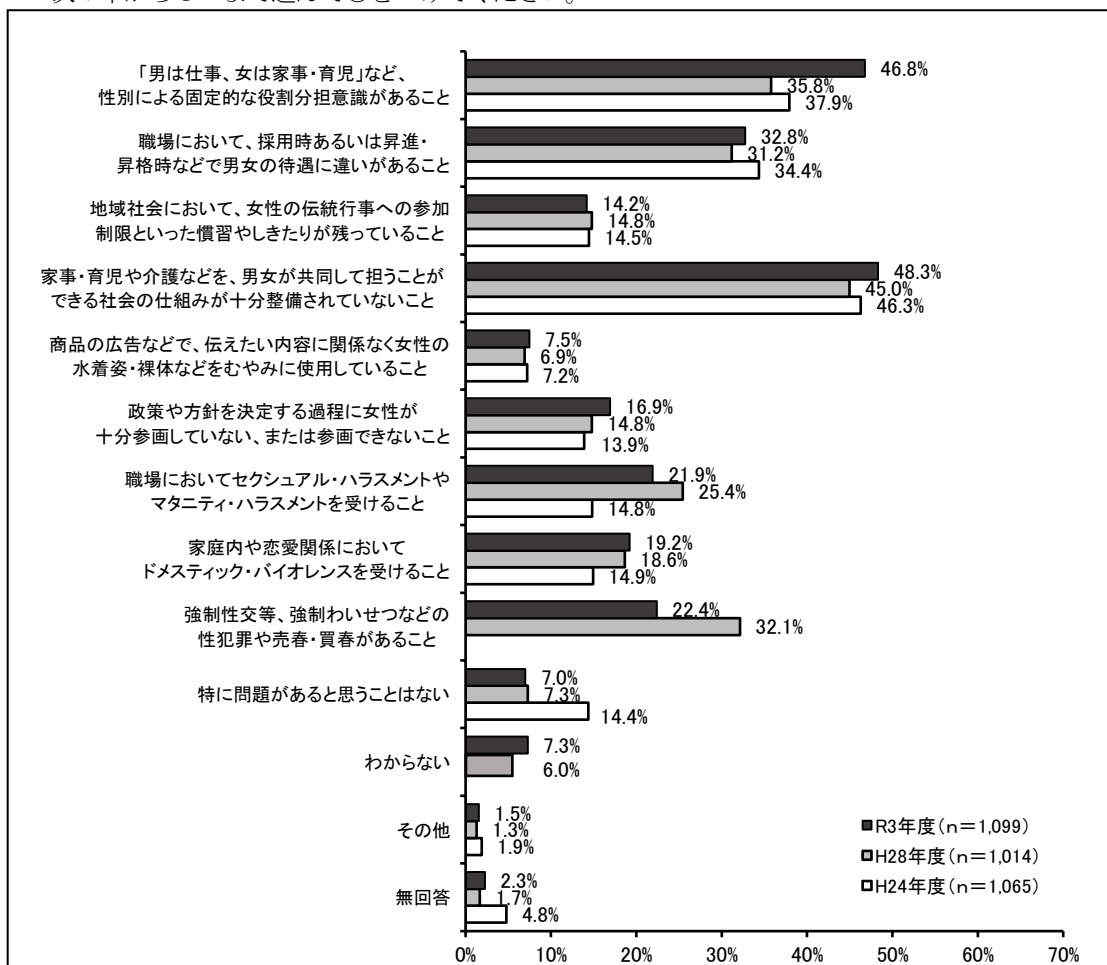
学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図り、教育活動全体を通して、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

具体的には、安易に性別で区別したり、「男のくせに」「女のくせに」といった偏見や男女格差を生み出したりすることがないように努め、子どもたち一人ひとりがその能力を十分発揮し、お互いを認め合い、共に生きることができる男女平等の考え方がいきわたった教育環境の整備に努めます。

また、各教科（道徳を含む）・特別活動・総合的な学習の時間などでの取組を充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めるとともに、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実や、職業体験やインターンシップ[※]の活動の提供などにより、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

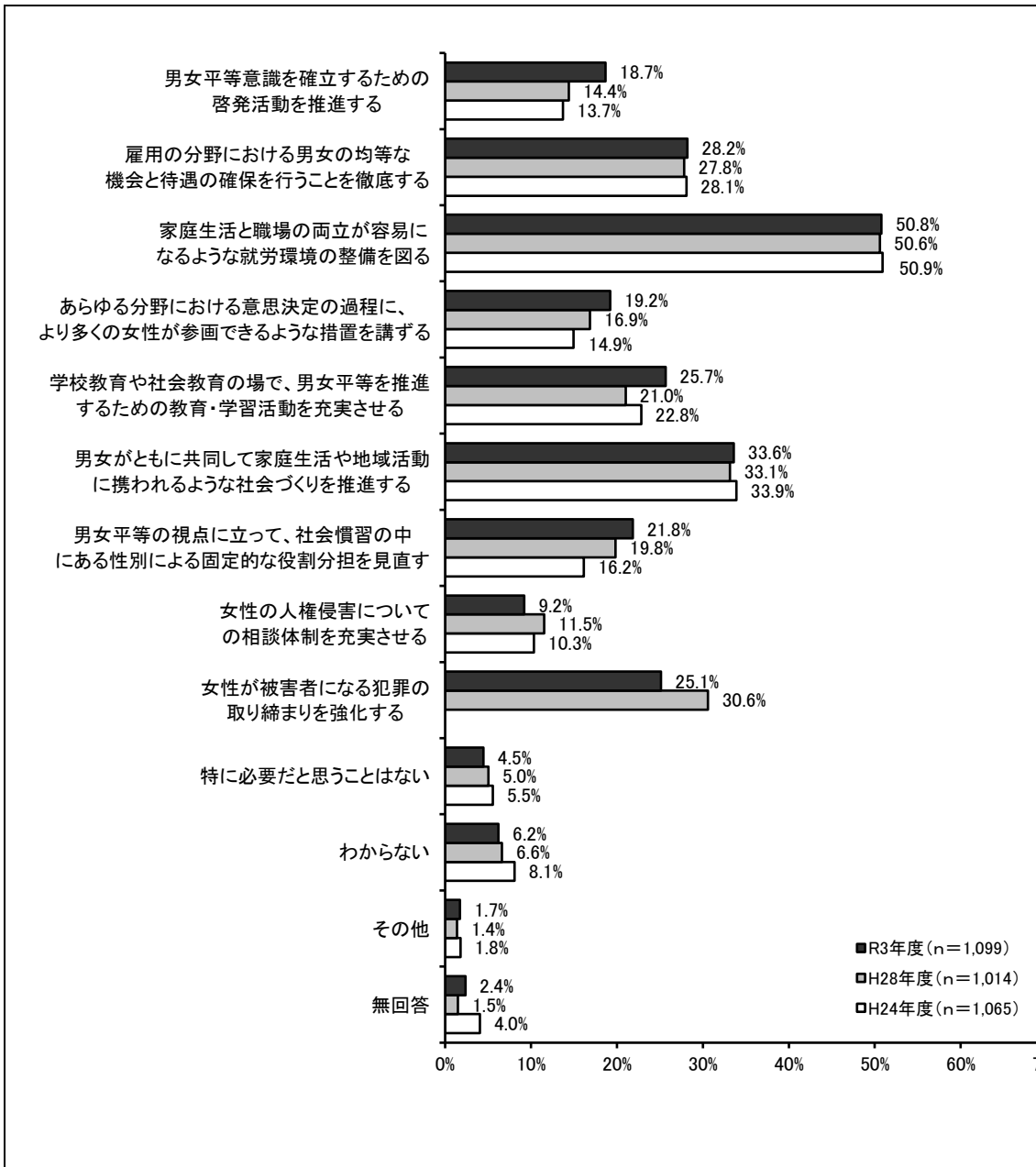
■ 女性の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■ 女性の人権を尊重していくために必要なこと

Q 女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から3つまで選んで○をつけてください。



2 子ども

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、地域におけるつながりの希薄化などによる家庭の教育力の低下及び地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

こうした背景から、2009年（平成21年）4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「子どもの人権問題」への関心は32.8%と最も高くなっており、多くの人は、「いじめ」や「家庭での虐待」などに問題があるとしています。

このような中、子どもに関する相談については児童相談所が対応することとされてきましたが、2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、2005年（平成17年）4月1日から市町村が児童家庭相談に応じることが法律で明確化されました。

そして2006年度（平成18年度）までに県内全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、各市町村における児童虐待相談への対応を行っています。

また、2008年（平成20年）に、児童福祉施設に入所している児童等に対する養育者（施設職員等）による加害行為から児童を守るため、児童福祉法において、「被措置児童等虐待の防止等」について規定されました。

2016年（平成28年）には、さらに「児童福祉法」が改正されたことにより、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策のより一層の強化を図るために、市町村及び児童相談所の体制強化が明確にされました。

このような状況の中、2020年度（令和2年度）中に県内の子ども相談センター※が対応した児童虐待の相談対応件数は、2,268件で、過去最高となった2019年度（令和元年度）の2,280件から高止まりとなりました。

県民の関心の高まりや関係機関の連携の向上などにより、比較的軽微な段階で早めに認知又は相談、通告がされるようになったことから近年相談対応件数が増加してきております。

児童虐待相談対応件数が増加する中で、子ども相談センターに児童福祉司及び児童心理司を適正に配置し、研修などによりその資質の向上を図るなど、多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

全国的には児童が虐待死するなど重篤な事件が後を絶たない中、社会全体でこの問題に対して取り組む意識が必要であり、地域全体で子どもや保護者を見守

り、支え、虐待が疑われる場合には関係機関に通報することが求められています。

県では、2007 年（平成 19 年）3 月に施行した「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」や 2015 年（平成 27 年）3 月に改定した「第 3 次岐阜県少子化対策基本計画」、2021 年（令和 3 年）3 月に改定した「第 4 次岐阜県青少年健全育成計画」等に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進しています。

今後はさらに、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、共に支え合いながら、安心して健やかに暮らしていける岐阜県を目指し、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業、労働者、市町村、県が連携しながらそれぞれの立場で取り組んでいきます。

また、社会生活を営む上で困難を有する青少年に対し、一人一人の困難な状況に応じた適切な支援を実施するため、各機関が連携した総合的・継続的な支援体制を強化する必要があります。

(2) 施策の方向

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、県民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などと連携を図りながら施策を推進します。

1) 子どもの人権を尊重する啓発活動

県民一人ひとりに子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、児童福祉週間を中心にあらゆる機会を通して、関係機関や団体の協力を得ながら児童の権利に関する条約^{*}、宣言等の趣旨を周知徹底するなど、子どもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、保育所や認定こども園においては、人権を大切にする心を育てるという観点から、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基本として、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

また、人権を大切にする心を育てる保育を一層推進するため、保育所職員に対する研修を充実します。

3) 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

2004 年（平成 16 年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。

そのため、県内の全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、要保護児童についての相談を、より身近な市町村で行える体制が整いました。この相談体制が円滑に機能できるよう、個別ケースへの対応方法や関係機関との連携のあり方等について、積極的に支援します。

また、子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤルにより通報や相談を的確に受け付けるとともに、子ども相談センターに児童福祉司を適正に配置するなど、年々多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実します。

4) 児童虐待等の被害者(児)への支援

子どもに虐待を加えた保護者及び子どもに対して、家族の再統合を目指すプログラムを実施することにより、子どもが健全に育つことのできる生活環境を確保します。

また、児童養護施設入所児童に対しては、夏休みの一定期間及び週末や学校等の休業期間を利用して、温かい家庭生活が体験できる一般家庭での里親体験事業を行います。

さらに、「身元保証人確保対策事業」等により、施設等退所者が社会的に自立した生活を営むことができるよう引き続き支援します。

5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをはぐくむには、家庭、地域社会、学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、良好な社会環境づくりを進めていく必要があります。

「岐阜県青少年健全育成条例」では、大人による青少年の健全な育成を阻害する行為に係る規制等について定めていますが、規制対象店舗等への立入調査や、違反者に対する取締りにより条例遵守の徹底を図ります。

さらに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）や、子ども・若者育成支援推進強調月間（毎年11月）を通じ、青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

また、県が設置している青少年相談機関「青少年SOSセンター」※では、青少年やその保護者からの悩みごと相談を受け付けているところであり、相談員の資質向上、市町村や関係機関との連携強化に努め、相談機能の更なる充実を図ります。

6) 学校等におけるいじめ、体罰など暴力行為防止に向けた対応の強化

いじめは、すべての児童・生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。

すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、県や市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、次の事に取り組めます。

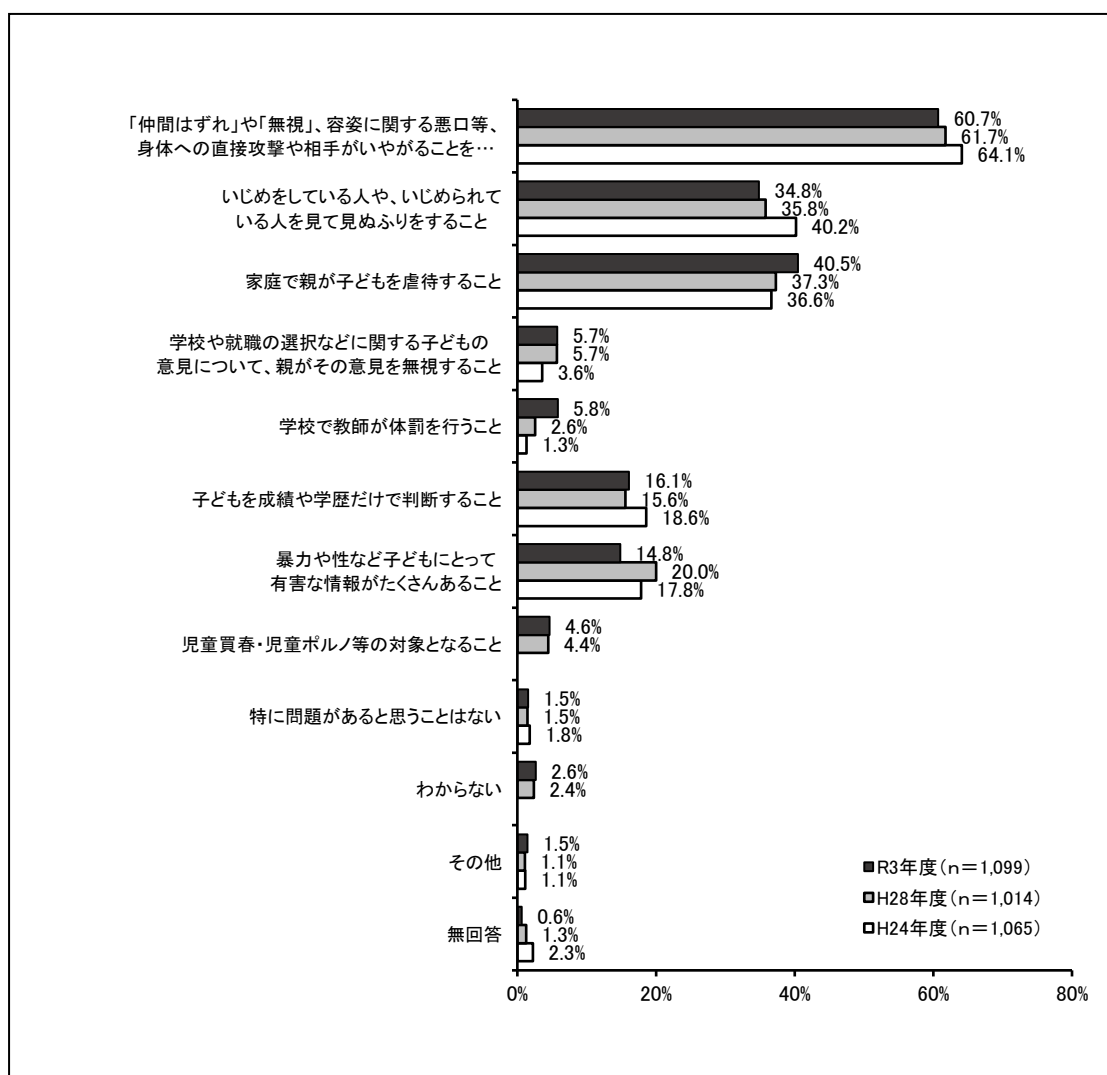
- ・ 複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、いじめの防止等にかかわる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携した体制の整備を図る。
- ・ 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、すべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進することにより未然防止を図る。
- ・ いじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の

取組の充実を図る。

- ・スクールカウンセラー※等の配置、専門家の派遣等により早期発見、早期対応を図る。
- ・暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童・生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。
- ・いじめや体罰により生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、事実関係を明確にするための調査を行い、必要に応じて再調査を行い、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

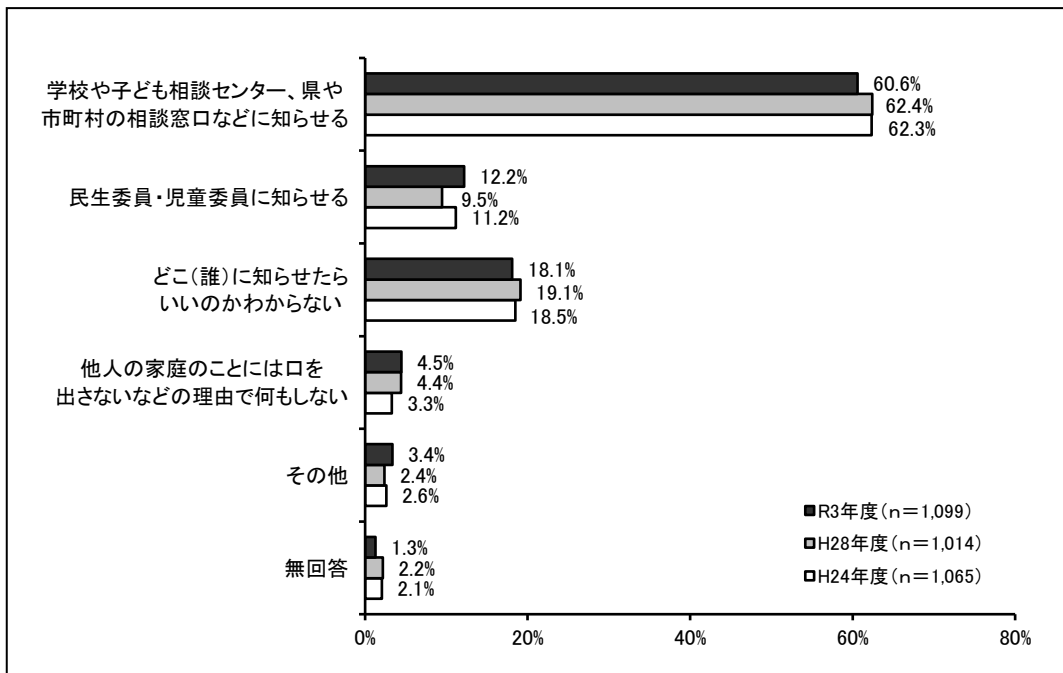
■ 子どもの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から2つまで選んで○をつけてください。



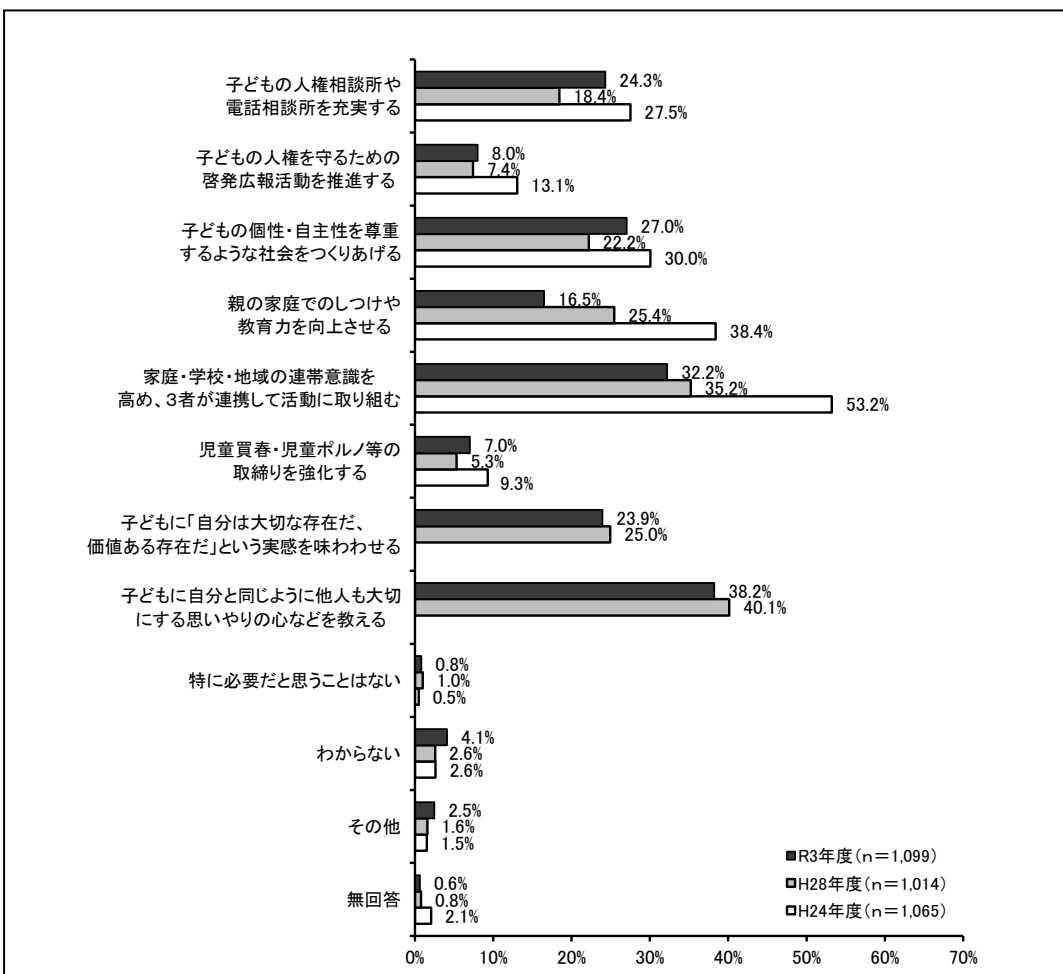
■ 児童虐待を発見したときの対応

Q あなたが児童虐待を発見したらどうされますか。
次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 子どもの人権を尊重するために必要なこと

Q 子どもの人権を尊重するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から2つまで選んで○をつけてください。



3 高齢者

(1) 現状と課題

岐阜県の人口は、平成 16 年の 2,117,998 人をピークとして減少に転じ、令和 2 年 10 月 1 日時点の国勢調査人口では 1,978,742 人となっています。65 歳以上人口は、平成 16 年 10 月 1 日時点で 427,435 人で、人口全体に対する比率（以下「高齢者人口比率」という。）は 20.2%でした。

岐阜県が行った将来人口の推計によると、令和 7 年（2025 年）は人口が 1,891,755 人、うち 65 歳以上人口は 603,296 人、高齢者人口比率 31.9%となります。

65 歳以上人口は、令和 3 年（2021 年）の 603,902 人をピークに減少しますが、75 歳以上人口はその後も増加し、令和 12 年には 369,923 人に達する見込みです。人口全体は引き続き減少するため、高齢者人口比率はその後も増加を続け、令和 17 年（2035 年）には 35.2%、令和 27 年（2045 年）には 40.1%になると推計しています。

高齢者のみの世帯が今後増加し、2040 年（令和 22 年）には全世帯に占める割合が約 31.4%に達するとともに、一人暮らし高齢者は、その後も増加し続けると見込まれています。

また、健康な高齢者も増加しているため、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大など、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況の下、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」※の構築に向けた取組を進めることが重要とされています。

一方、介護現場を支える介護人材の不足といった課題も継続しています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通してその擁護に努めてきましたが、近年、人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、身体拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや特殊詐欺による被害が増加するなどの新たな課題が生じています。

2006 年（平成 18 年）4 月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者の尊厳の確保やプライバシーの保護を図るための施策が求められています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「高齢者の人権問題」への関心度は 22.8%と高く、「経済的に自立が困難なこと」、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「悪徳商法の被害が多いこと」などの問題があるとらえています。

(2) 施策の方向

地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援が互いに連携し、一体的に提供される環境「地域包括ケアシステム」を基本理念とした「岐阜県高齢者安心計画」に基づく各種施策を推進していくことにより高齢者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

1) 高齢者の人権を尊重する啓発活動

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するには、高齢者の人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発を行っていきます。

学校では、高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設けるなどして、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくむとともに、様々な生きた知識や人間としての生き方などを学ぶことを大切にしています。

2) 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

高齢者虐待については、市町村において防止に取り組んでおり、高齢者虐待防止法などに基づき、虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活ができるよう支援する体制構築等の更なる推進を図ります。

高齢者虐待を防止するためには、早期に高齢者やその養護者の発するSOSを把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や市町村等の関係機関との連携協力を図っていきます。

3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の社会参加及び就労を促進するためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験などを活かすことができる、多様な活躍の場づくりを進めることが必要です。

また、地域社会の活力を維持していくためには、高齢者において、地域社会に貢献する活動に参加いただくとともに、その活動における人材の育成につなげていくことが重要です。

地域社会でいきいきと活躍していただくためには、健康の保持・増進も基本的かつ重要な課題です。

意欲や能力のある高齢者の就労、就農等を支援するとともに、引き続き社会で活躍するための基本的な生活習慣の習得・持続、生活習慣病の予防・改善、生涯学習、さらには文化・スポーツ活動を通じた生きがいづくりや健康づくりを支援します。

4) 福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が住

み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通して安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための相談窓口の周知や啓発などを行っていきます。

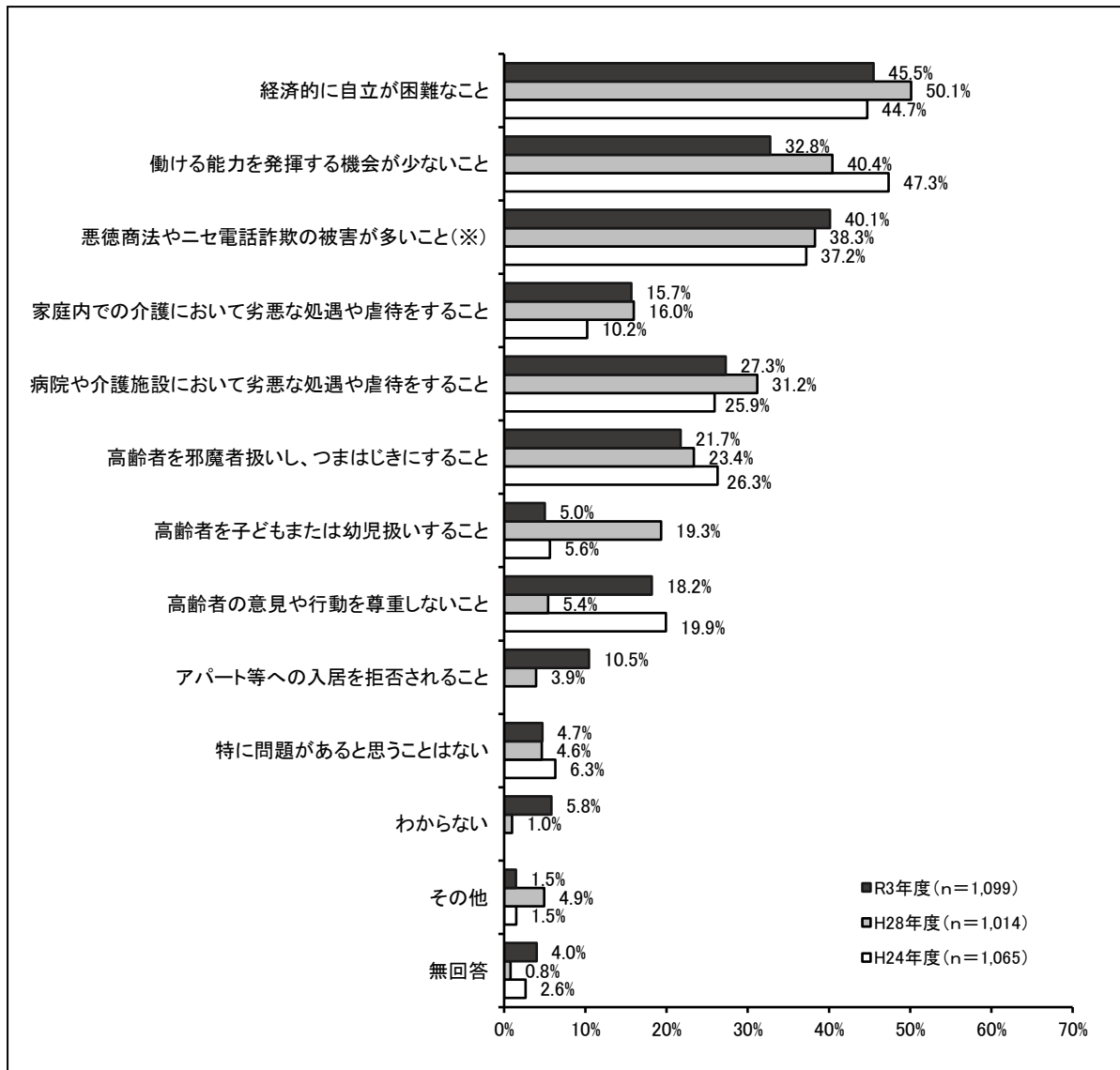
5) 成年後見制度*の適切な運用

認知症高齢者など判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、高齢者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

一人暮らしの高齢者等で判断能力が低下している人に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業*などの活用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう、市町村を中心とした地域連携ネットワークの構築等を支援します。

■ 高齢者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から3つまで選んで○をつけてください。



※前回調査では「悪徳商法の被害が多いこと」としている。

4 障がい者

(1) 現状と課題

1) 国の動向

我が国は、2007 年（平成 19 年）に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」※に署名し、一連の国内法整備を経て 2014 年（平成 26 年）に批准しました。

この条約に則り 2016 年（平成 28 年）4 月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と障がい者から何らかの配慮を求められた場合、「合理的配慮（負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと）」の不提供の禁止が求められています。2021 年（令和 3 年）5 月の同法改正により、今後、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化が求められることになります。

上記のほか、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスを設ける「障害者総合支援法」（2016 年（平成 28 年）4 月施行）、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築の推進等を目的とする「児童福祉法」の改正（2016 年（平成 28 年）4 月施行）、障がい者の就業機会の拡大を目的とする「障害者雇用促進法」の改正（2019 年（令和元年）6 月施行）など、障がい者を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

2) 県の取組

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

本県では、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていく共生社会の実現に向け、2016 年（平成 28 年）4 月に「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」、2018 年（平成 30 年）4 月には「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」がそれぞれ施行されました。これらの条例では、障がい者関係団体の役割を明記し、障がい者関係団体は自ら主体的に障がい者に対する県民の理解啓発に取り組み、県、市町村、障がい者関係団体が連携して、共生社会実現及び意思疎通手段の利用の促進に向けた取組を推進しています。

また、2012 年（平成 24 年）10 月に、障がい者虐待に関する通報又は相談等の対応を行う「岐阜県障害者権利擁護センター」※、2016 年（平成 28 年）4 月には、障がいを理由とする差別に関する相談対応、障害者差別解消法の普及・啓発等を行う「岐阜県障がい者差別解消支援センター」※をそれぞれ設置し、障がい者の人権問題への対応を行っています。

さらに、県民、障がい者関係団体等からなる「障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり県民会議」を設置し、共生社会実現のための施策の検討・推進を行っています。

障がいのある児童・生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいがある

人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取組を一層推進する必要があります。これまで、新たな学びの場として、軽度知的障がいのある生徒を対象とする高等特別支援学校（総合産業科）の開校、岐阜地域と西濃地域に一般企業等への就労を目指して職業訓練を中心的に行う新しいタイプの特別支援学校を開校しました。

なお、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「障害者差別解消法の認知度」は、「内容を含めて知っている」、「名前を知っている」を合わせて32.2%となっており、さらなる法律の普及啓発が必要です。また、「障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するために必要なこと」は、「障がいの特性や障がいのある人への理解促進」、「障がいのある人への就労機会確保」、「福祉サービスの充実やグループホーム等の施設整備の促進」の回答割合が高くなっています。障がい者が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がい者の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

さらに、重度の障がい者など一般の就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

(2) 施策の方向

上述の障害者権利条約の批准及び障がい者に関する各種国内法の整備など、障がい者施策のめまぐるしい変化に的確に対応し、障がい者施策を総合的に推進していくため、2021年（令和3年）3月に第3期「岐阜県障がい者総合支援プラン」を策定しました。

このプランの基本目標である「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる『人にやさしい岐阜県づくり』」に向けて、障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、障害福祉サービスの質・量の充実のほか、心のバリアの解消や障がい者の社会参加のための施策を推進し、障がい者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

1) 障がい者の人権を尊重する啓発活動

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進及び県民の障がい者に対する理解の促進に努めます。

そのために、「県民大会」、「障がい者ふれあい福祉フェア」、「こころの健康フェスティバル」等の各種イベントの開催、シンポジウムや研修などの普及・啓発事業、相談機関の周知などを関係機関と連携して行います。

2) 障がい者への虐待防止、早期発見、早期対応の推進

障がい者への虐待については、引き続き、障害者権利擁護センター、市町村、岐阜労働局その他関係機関と連携して、予防、早期発見、早期対応に努めていきます。

虐待通報への第一義的な対応窓口である市町村の対応力の向上を図るため、県社会福祉士会、県弁護士会等と連携して、市町村の求めに応じ、社会福祉士、弁護士等からなる支援チームを派遣します。

3) 障がい者の社会参加の促進

障がい者の生活を豊かにし、社会参加を促進するため、障がいの者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。2024 年度（令和 6 年度）には、本県で「清流の国ぎふ」文化祭 2024（第 39 回国民文化祭、第 24 回全国障害者芸術・文化祭の統一名称）が開催されることから、これを契機として、障がい者のさらなる社会参加の促進、芸術文化活動の推進を図ります。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないよう、事業者や県民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

就労を希望する障がい者が、その適性や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所を確保するとともに、圏域ごとの障害者自立支援推進会議を活用し、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援します。

特別支援学校においても、職業教育の充実と就労支援の強化のため、各地域の状況に応じた高等特別支援学校機能の整備を図るとともに、特別支援学校高等部の職業教育の充実を図ります。

障がい者の雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう、「障害者雇用支援月間」を中心とした、事業主に対する障がい者雇用の啓発活動などを行います。

また、一般就労を目指す障がい者と雇用する企業双方のサポートをワンストップで行う拠点として「岐阜県障がい者総合就労支援センター」*を設置し、関係機関と連携しながら、相談、職業訓練、マッチング、就職後の職場定着支援などを行い、障がい者の職業的自立の促進に努めます。

さらに、福祉施策と特別支援学校の就労支援をサポートする「働きたい！応援団ぎふ」登録制度などの教育施策との有機的な連携を図ります。

地域で暮らす障がい者の生活全般について、障がいの特性に応じて支援できるような人材養成など県内の障害者相談支援事業の充実を図るとともに、市町村の地域自立支援協議会の運営を支援し、地域における障がい者の相談支援体制（ネットワーク）の整備・充実を推進します。

また、自閉症をはじめとする発達障がい児（者）等の対応については、発達障害者支援センター*において、専門的な相談支援を行います。

4) 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン*（万人向け設計）」の考え方を導入し、障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民の障がい者に対する正しい理解を普及・啓発します。

5) 成年後見制度※の適切な運用

判断能力の不十分な方の保護を図る成年後見制度は、障がい者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業※などの活用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう、市町村を中心とした地域連携ネットワークの構築等を支援します。

6) 特別支援教育の充実

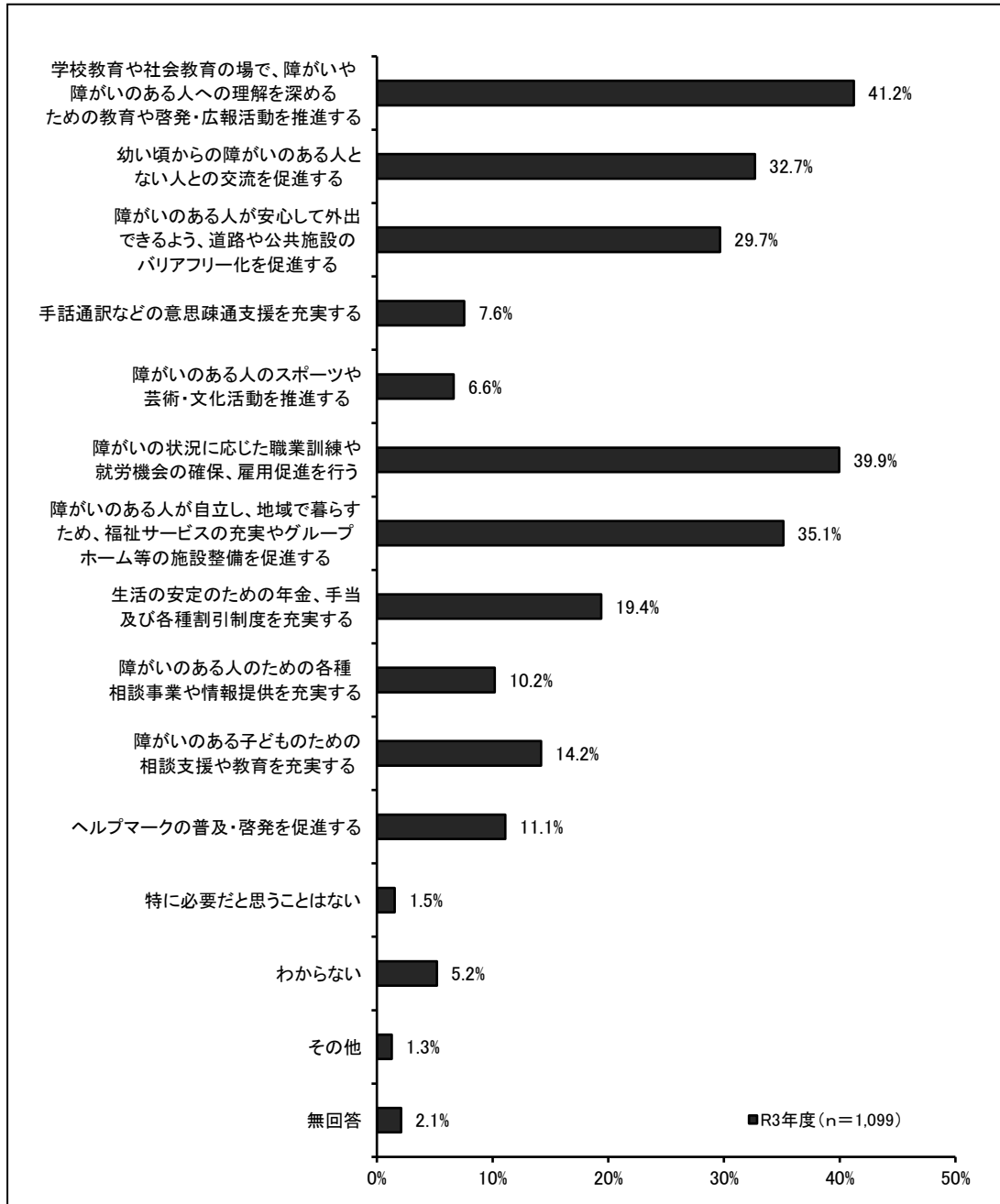
インクルーシブ教育システム※の構築に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。

そのための基盤となる、新たな「学びの場」の整備に取り組みます。

また、特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者のニーズを的確に把握し、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等との交流及び共同学習や地域住民との交流の場を確保し、障がい者に対する理解を促進するなど、子どものうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

■障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するために必要なこと

Q 県は、平成 28 年 4 月に、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に安心して暮らせる社会（以下、「共生社会」と言います。）の実現に向けた取組みを進めています。障がいのある人の人権を尊重しながら、共生社会を実現するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。次の中から 3 つまで選んで○をつけてください。（前回調査から大幅に変更しているため、比較はできない。）



5 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

1) 国の動向

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

1965 年（昭和 40 年）に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、1969 年（昭和 44 年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も二度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、33 年間、生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が国・県・関係市町村が一体となって実施されてきました。

この取組により生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は急速に進展し、実態的な差別解消に向けた取組として、大きな成果をあげることができました。

1996 年（平成 8 年）に出された国の地域改善対策協議会の意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組の放棄を意味するものでないことは言うまでもない。移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とされ、国は 2002 年（平成 14 年）3 月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効した後も、人権啓発活動年間強調事項の一つとして、部落差別（同和問題）に引き続き取り組んできました。

そして、2016 年（平成 28 年）には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

部落差別解消推進法第 6 条に基づき実施した部落差別の実態に係る調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

2) 県の取組

県においては、同和対策審議会答申を指針として、1962 年（昭和 37 年）に設置した岐阜県地方改善促進審議会等の意見を受け、総合的に同和対策を推進してきました。

特に、1969 年（昭和 44 年）の審議会答申を受け、翌年に「岐阜県同和対策事業長期基本計画」を策定してからは、より積極的な同和問題解決のための取組を進めてきました。その結果、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善はほぼ終了しました。

2002 年（平成 14 年）3 月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効しました。

その前年 12 月に岐阜県地方改善促進審議会から、「岐阜県における今後の同和行政のあり方について」の答申がなされ、「施策の策定にあたっては、同和問題の解決に真に資するものであるかどうかを基準にして、残された課題を解決していく」ことや、「同和問題を人権教育・啓発の一環として位置づける」ことなどが提言され、この答申に沿った取組を積極的に進めてきました。

こうした取組の成果から、県内では近年問題事例の報告や相談は減りつつあります。しかしながら、「人権に関する県民意識調査」の結果に見られるように、正しい理解が進む一方で、結婚における偏見・差別など、心理的な差別が依然として残っているのが現状です。

また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報の不正取得といった問題も起きています。

こうしたことから、「部落差別解消推進法」の基本理念を踏まえ、引き続き、この答申に沿い、生活環境の改善等のための一般施策の活用による取組を進めるとともに、県民一人ひとりが「部落差別解消推進法」に対して正しい理解と認識を深め、部落差別（同和問題）解決への主体的な取組を促進することが必要です。

(2) 施策の方向

1) 教育・啓発の推進

「部落差別解消推進法」を人権教育・人権啓発の一環と捉え、人権問題が「人間の問題」として、県民一人ひとりの心に「響き合い、重なり合う」ような人権教育・人権啓発を推進します。

「部落差別解消推進法」に対する正しい理解と認識が、県民の心に十分に行き届くよう、県民に寄り添い、わかりやすい言葉で語りかける研修会や講演会の開催、各種広報などを通して教育・啓発に取り組みます。

学校では、県内幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校が取り組む「ひびきあい活動」*などを通して行動力の育成を一層充実することで、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高めます。

また、教職員の人権尊重の理念について、経年研修や職務に応じた研修、選択研修等を通して理解を深めるとともに、指導資料を作成し、人権教育と啓発活動の推進に努めます。

2) インターネット上の人権侵害への対応

インターネット上の同和地区名を表示するなどの差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関との連携により、適切な対応に取り組みます。

3) えせ同和行為^{*}の根絶

部落差別（同和問題）を口実に、高額な図書の購入や公共事業に介入するなど不当な要求を行う「えせ同和行為」は、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、部落差別（同和問題）の解決を阻害する大きな要因となっています。県内でも、発生件数は減少傾向にあるものの、2014年（平成26年）と2017年（平成29年）に発生事例が報告されています。

えせ同和行為について、情報の提供や相談体制の強化により、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深め、被害を未然に防ぐよう関係機関等との連携に努めます。

4) 隣保館^{*}活動等の促進

県では、隣保館のある地域とその周辺地域において、隣保館とともに啓発活動や相談活動、教養文化、交流活動を通して、地域住民の社会的、経済的、文化的向上と人権問題の解決に向け、取り組んできました。

今後も、隣保館が地域における福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、地域の人たちが交流を深められる事業の実施など、多様な機能が発揮できるよう支援をします。

5) 公正な採用選考について

企業における人材の採用選考にあたっては、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採用・不採用を決める公正な採用選考システムの確立が望まれます。

県では、公正な採用選考に関する啓発リーフレットの作成、配布や、企業の人事担当者等を対象とした研修会などを開催し、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。

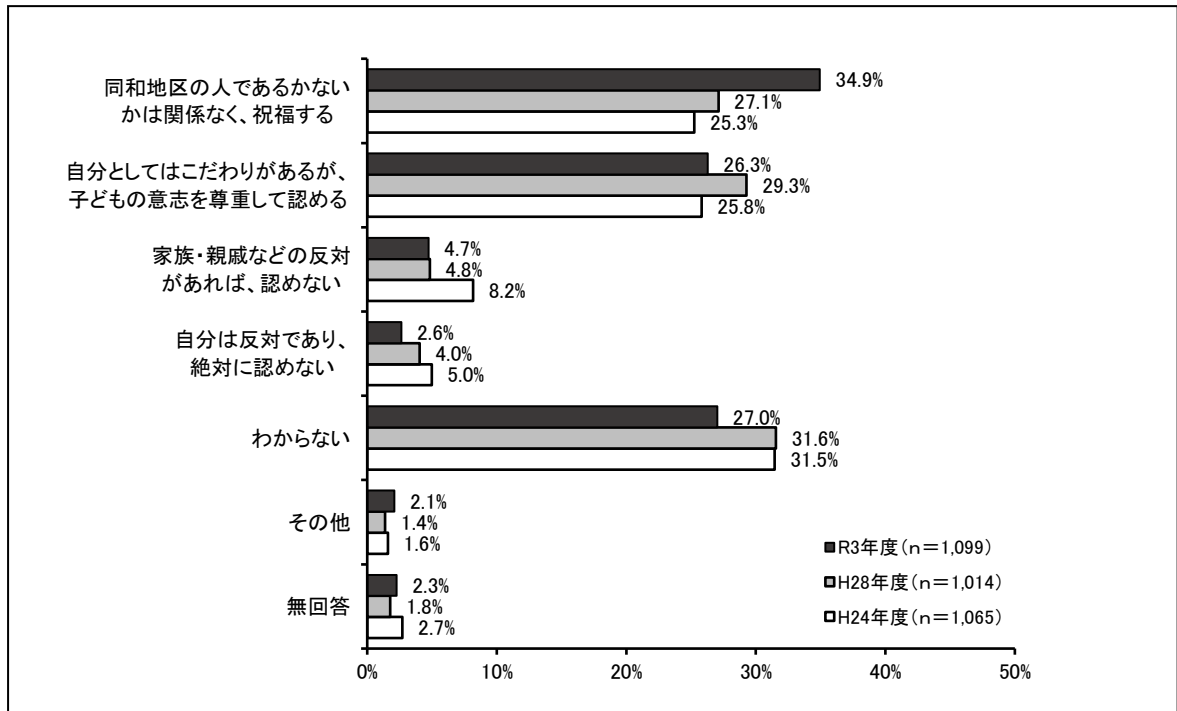
6) 相談体制の充実

部落差別（同和問題）に関する相談に的確に応じるため、岐阜県人権啓発センター^{*}における相談体制の充実を図り、相談窓口の周知に努めます。

地域の身近な相談窓口である隣保館における相談体制の充実、利用の促進を支援します。

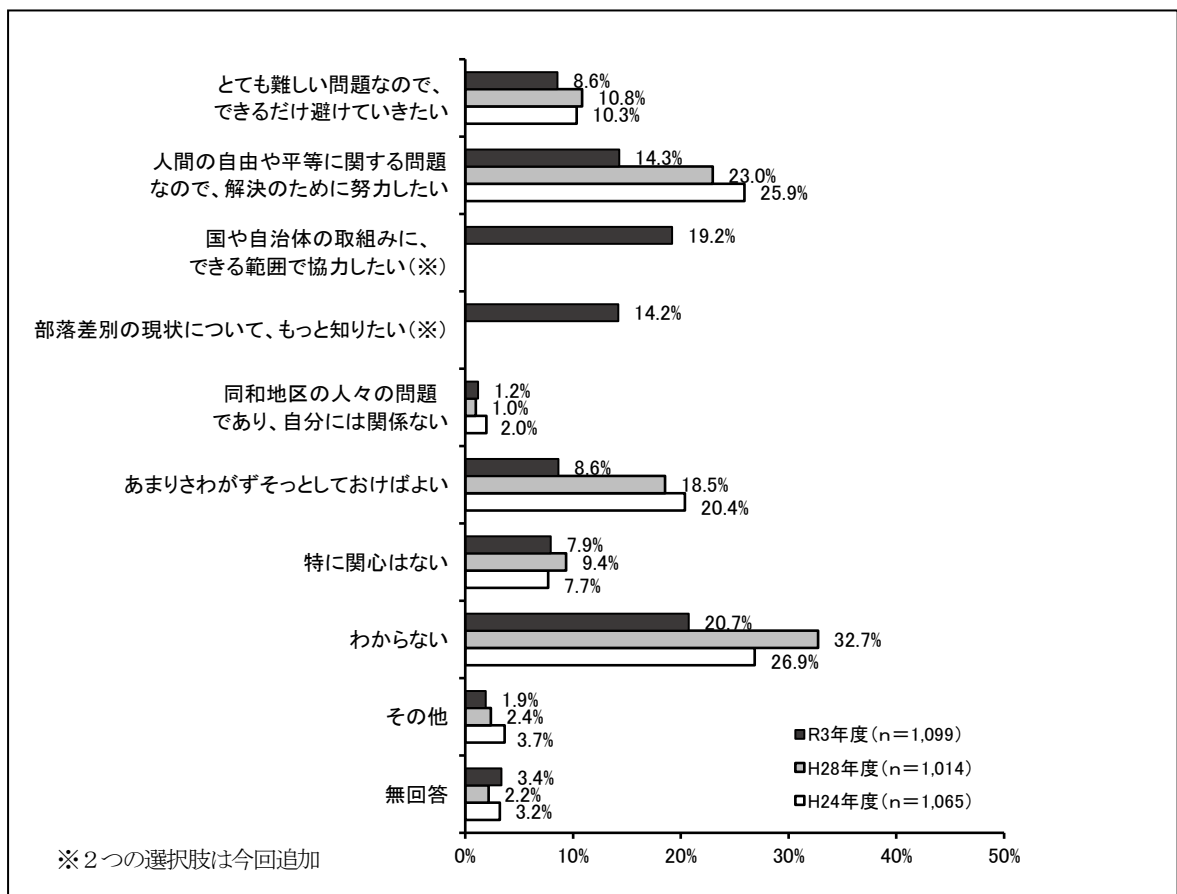
■ 自分の子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応

Q あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。
あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 部落差別（同和問題）についての考え

Q 部落差別（同和問題）について、あなたはどのように考えますか。
あなたの考え方にいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



6 外国人

(1) 現状と課題

県内の在住外国人数は、リーマンショックによる落ち込みはあったものの、2019年（令和元年）には過去最高の60,206人となりました。2020年（令和2年）及び2021年（令和3年）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による出入国制限等の影響等により、全国、本県ともに、2019年（令和元年）から減少していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国制限や景気動向などの不確定要素はあるものの、企業における雇用ニーズの高まりや、国において、高度人材の受入れや、留学生の就労拡大などの取り組みが進められていることなどから、当面、増加傾向が続くことが予想されます。

こうした中、「人権に関する県民意識調査」の結果によると、42.9%の人が「言葉や生活習慣が違うため地域社会で受け入れられにくい」、40.3%の人が「外国人についての理解や認識が十分でない」ととらえています。

(2) 施策の方向

新たに岐阜県に定住する外国人の存在や、外国人を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き国際交流や多文化共生に取り組み、外国人の人権を守る社会づくりを進めます。

2022年（令和4年）3月に名称変更とともに改定した「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」に基づき、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、「県民がお互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指します。

また、2016年（平成28年）6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ^{*}解消法）に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、人権教育と人権啓発などを通して県民に周知を図ります。

1) 外国人の人権を尊重する啓発活動

国籍や民族、皮膚の色の違いなどにより、社会からの排除や犯罪が増えるなどの誤解や偏見がなくなるよう、国際交流や多文化共生に取り組む団体等と連携して人権尊重の啓発を行います。

近年、街頭やインターネット上で特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが国内で発生しましたが、ヘイトスピーチ解消法に基づき、不当な差別的言動は許されないことの周知を図ります。

2) 多文化共生の推進

多文化共生社会の実現に向け、次の4つの方向性で施策を展開します。

①地域における円滑なコミュニケーションづくり

新型コロナ対応で判明した外国人県民の情報収集経路の複雑性や文化・言語の壁を踏まえ、相互理解に繋がる外国人県民への情報伝達やコミュニケーションづくりに取り組みます。

(行政、企業や外国領事館などの連携による多様な情報伝達チャネル確保、「岐阜県在住外国人相談センター」※による相談、A I 翻訳機導入などD Xを活用した取組や「やさしい日本語」の普及推進、地域における日本語教室開設運営や教育人材確保、外国人県民の地域社会への参画や児童生徒への多文化共生の意識醸成など)

②外国人材が活躍できる環境づくり

人口減少社会における人材確保を進めていくため、就労と生活支援の両面から外国人材が活躍できる環境づくりに取り組みます。

(「外国人雇用企業相談窓口」※と連携した相談支援、企業の理解を深める取組など外国人材受入企業に対する支援の充実、インターンシップ**や合同企業説明会開催など外国人材に対する県内企業への就労促進など)

③子どもの教育環境づくり (学校生活に適応できる就学環境整備や社会で自立していくための支援)

日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加する中、学校生活に適応できる就学環境整備や社会で自立していくための支援に取り組みます。

(外国人児童生徒の初期指導教室等の開設支援や適応指導員、日本語指導教員の配置など子どもの就学環境の整備、保護者の日本の教育制度理解や将来の具体的ビジョンを描くための職業体験などキャリア教育の充実)

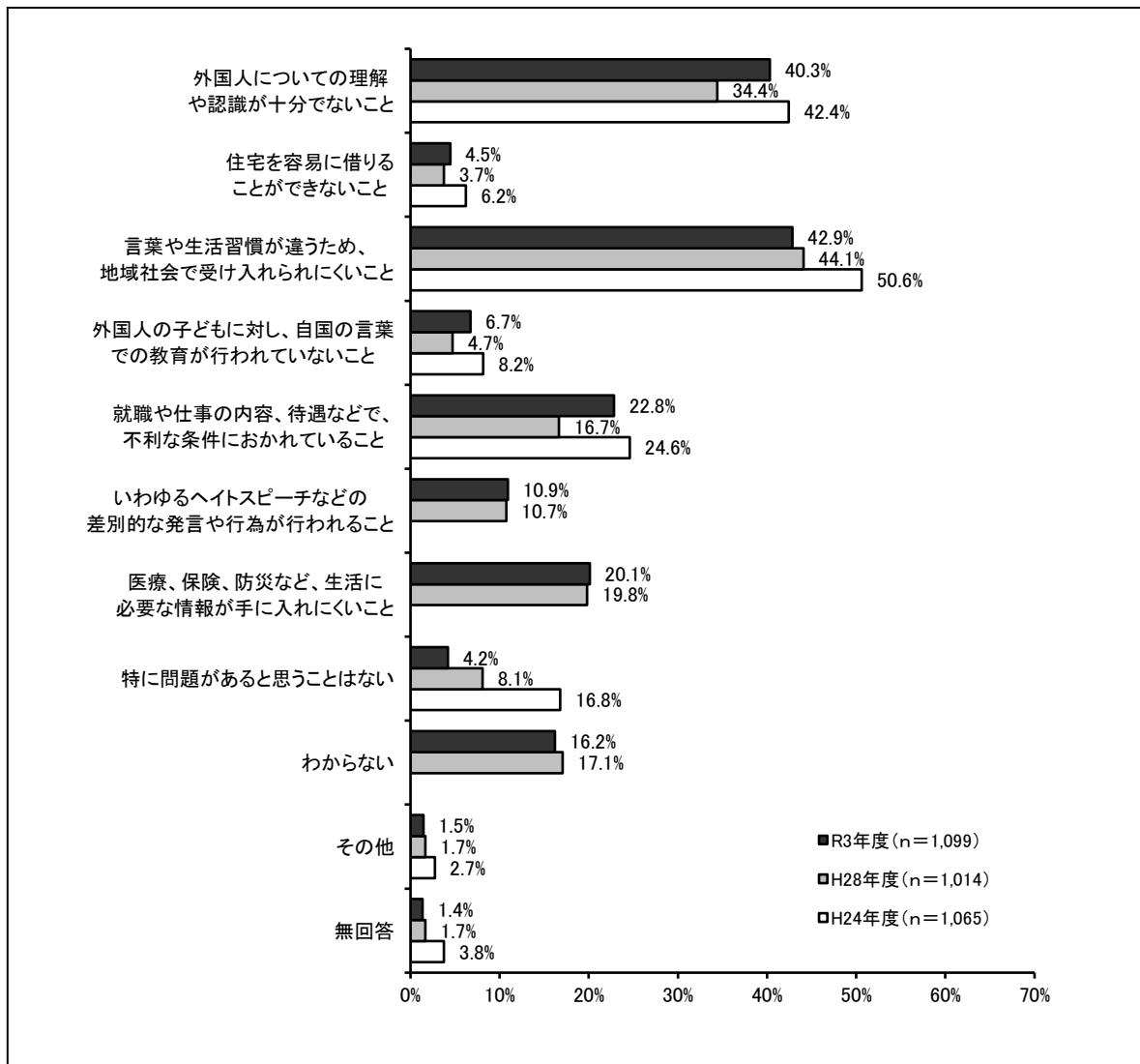
④安全・安心に暮らせる環境づくり

激甚化する気象災害への対応や、安心して医療機関を受診できる体制づくり、子育てしやすい環境づくりなど、安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。

(外国人防災リーダー等による防災啓発講座や「災害情報の多言語自動発信システム」※活用促進、SNSによる災害情報の多言語発信など災害時における支援体制の整備、かかりつけ医の設置促進や医療通訳導入への支援など医療体制の充実、子育て情報の多言語での提供や警察署における相談体制強化など生活における安全・安心の確保)

■ 外国人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



7 インターネット上の人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネット利用は県民の間に広く定着し、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{*}や動画共有サイト等のソーシャルメディア^{*}の利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の簡易さや情報が瞬時にかつ広範に伝わることなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

さらに、インターネットを利用したセクハラ^{*}やパワハラ^{*}等のハラスメント^{*}、外国人、障がい者や部落差別（同和問題）に関する差別的な書き込み等が、大きな問題になっています。

2002年（平成14年）5月に施行された、「プロバイダ責任制限法」^{*}において、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されました。

その後、同法に基づく各種のガイドラインが公表されるとともに、2009年（平成21年）8月に総務省が「違法・有害情報相談センター」^{*}を設置し、法律や各種ガイドライン等の相談を受け付けています。

2022年（令和4年）には、誹謗中傷等を投稿した者の特定や被害者の迅速な救済に向け、新たな手続きを創設する同改正法が施行されました。

関係省庁の相談窓口による適切な助言、通信事業者等の理解と適切な対応が求められます。

県民に対しては、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、「インターネットによる人権侵害」への関心は40.2%と高くなっており、「他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」、「SNSにおける交流や出会い系サイトなどが犯罪を誘発する場となっていること」、「被害者や加害者の実名や顔写真等の情報を無断で掲載すること」、「過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が、将来にわたって掲載され続けること」について問題があると考えています。

一方、「個人情報などが流出していること」についても問題があると考えており、企業等団体においては、名誉、信用やプライバシーを守る対策が求められま

す。

さらに、企業等団体のウェブページ、SNSや組織内ネットワークの利用時に、他者のプライバシー侵害、名誉や信用のき損、差別や偏見の助長をしない配慮が必要です。

(2) 施策の方向

県では、インターネットによる人権侵害を防止するため、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解できるよう、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて関係機関と連携しながら啓発に努めます。

1) インターネット上の人権侵害を防止するための啓発の推進

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

インターネット上には、差別的表現等の流布に加え、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイト、コミュニティサイトなど性犯罪などにつながる情報が掲載されています。

このため、岐阜地方法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、こうした情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発し、その相談窓口を周知するなど、適切な対応に取り組みます。

3) 安全・安心なインターネット利用の促進

個人、行政、企業等を問わずインターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報保護すること等について啓発していきます。

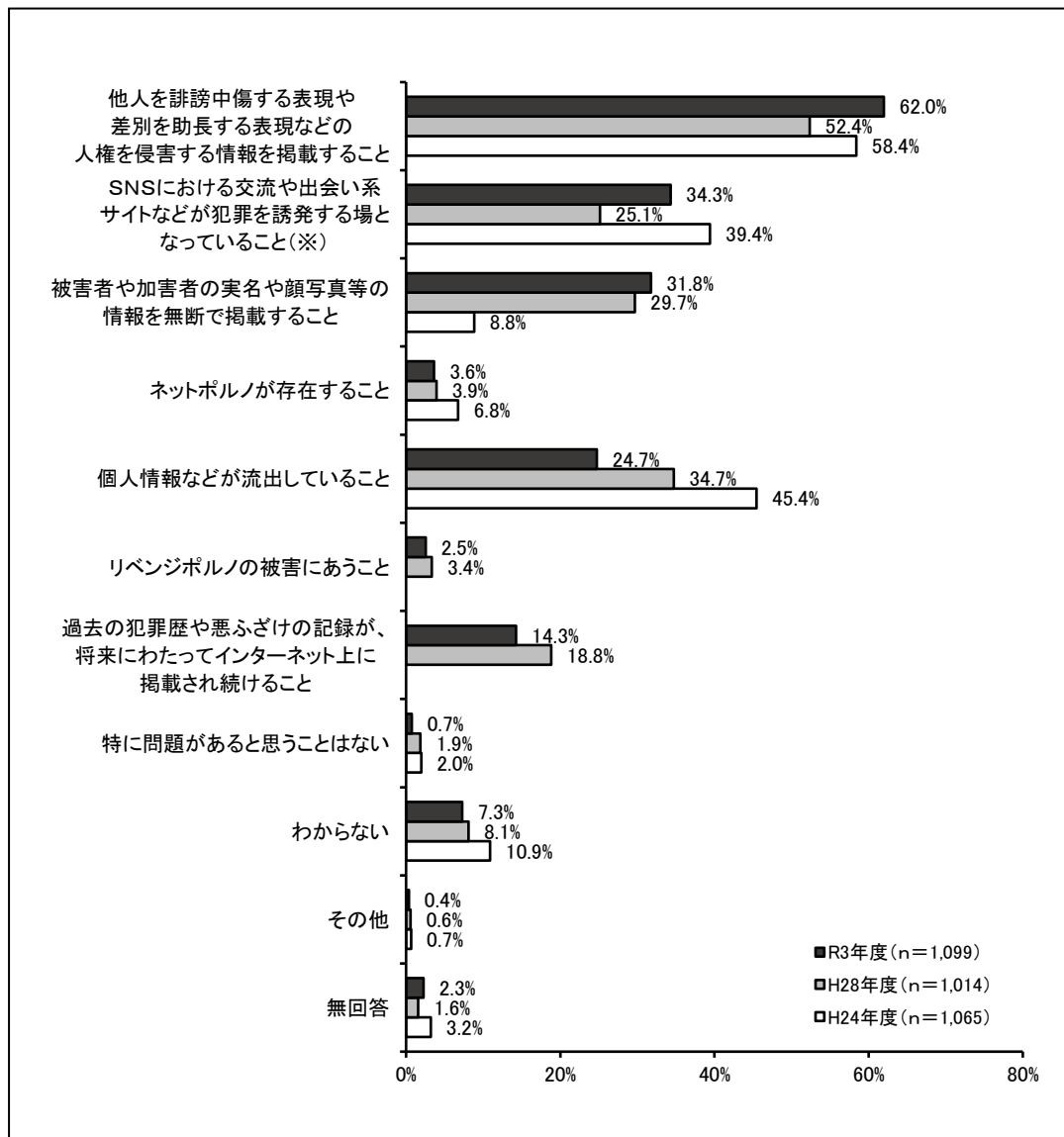
特に児童・生徒をはじめとする青少年及びその家族に対しては、インターネットや携帯電話、スマートフォンに関する望ましい使い方が理解できるよう教育の充実を図ります。

こうした教育・啓発については、関係省庁、教育委員会、警察、通信事業者等と連携しながら取り組みます。

また、青少年のインターネットのトラブルに対応するために、青少年向けの相談窓口の設置やインターネット利用に関する啓発を実施します。

■ インターネットによる人権侵害で、特に問題があると思うこと

Q インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



※前回は「出会い系サイトなど」犯罪を誘発する場となっていること」としている。

8 感染症患者等

(1) 現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあり、さらに新たな感染症の発生、まん延によって、感染者や医療関係者等に関わる人権問題が起きています。

2020 年（令和 2 年）に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的にまん延し、同年、日本国内、県内でも感染者が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と、感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別（コロナ・ハラスメント※、ワクチン・ハラスメント※）が大きな社会問題となりました。

このような中で、県は 2020 年（令和 2 年）に「岐阜県感染症対策基本条例」を制定し、「何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。」と定めました。今後、新たな感染症が発生・まん延した場合に、正確な情報の発信、関係者の人権配慮を促す啓発、誹謗中傷や差別など被害者への支援が必要です。

性感染症、特に HIV 感染症については、まん延防止と感染者に対する治療やケアの充実を図るとともに、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要です。また、検査による早期発見と治療によってエイズ※発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めて偏見や差別を解消するための、正しい知識の普及が必要です。

ハンセン病※に関しては、1996 年（平成 8 年）に「らい予防法」が廃止され、2009 年（平成 21 年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。

感染症については、感染予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及、啓発や必要とされる支援のために関係者が協力していくことが必要です。

(2) 施策の方向

1) 感染症患者全般

2020 年（令和 2 年）に制定した「岐阜県感染症対策基本条例」に基づき、感染症発生時又は疑い事例の発生時には、科学的知見に基づかない消毒等の措置が行われたり、患者の解雇等の雇用問題や風評被害による経済的損失、個人情報に関する不適切な事例等が発生しないよう、患者や関係者等の人権に配慮された施策が行われるよう啓発に努めます。

また、感染症のまん延防止のために法に基づいて必要な措置を行う場合でも、可能な限り個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づくことを原則とするなど、適切な手続きが行われるように努めます。

2) HIV感染者*・エイズなど性感染症患者

学校教育においては、発達段階に応じた性感染症教育を通して正しい知識を身につけることにより偏見や差別をなくすとともに、HIV感染の予防の徹底を図ります。

保健所、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、所要の研修を実施します。

HIV感染者・エイズ・その他の性感染症患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、「世界エイズデー」（12月1日）に合わせてキャンペーンを実施するとともに、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。

また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズなど性感染症の正しい知識の普及を図ります。

HIV感染の特性から、相談・検査等保健医療サービスが利用者への説明と本人の同意に基づき提供されることが重要であることから、希望者が容易に相談・検査の機会が得られるように体制の整備を図ります。

3) ハンセン病患者等

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。また、療養所での生活を余儀なくされている患者等の人々に対して、故郷との絆の復旧と福祉の向上に努めます。

ハンセン病を正しく理解するための講演会や高校生のための副読本等の教育・啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

ハンセン病患者等の高齢化に伴い、故郷への想いが一層強くなっている入所者に対して、一人ひとりの要望に基づいて、故郷との交流、里帰りや施設訪問等をきめ細かく積極的に進めます。

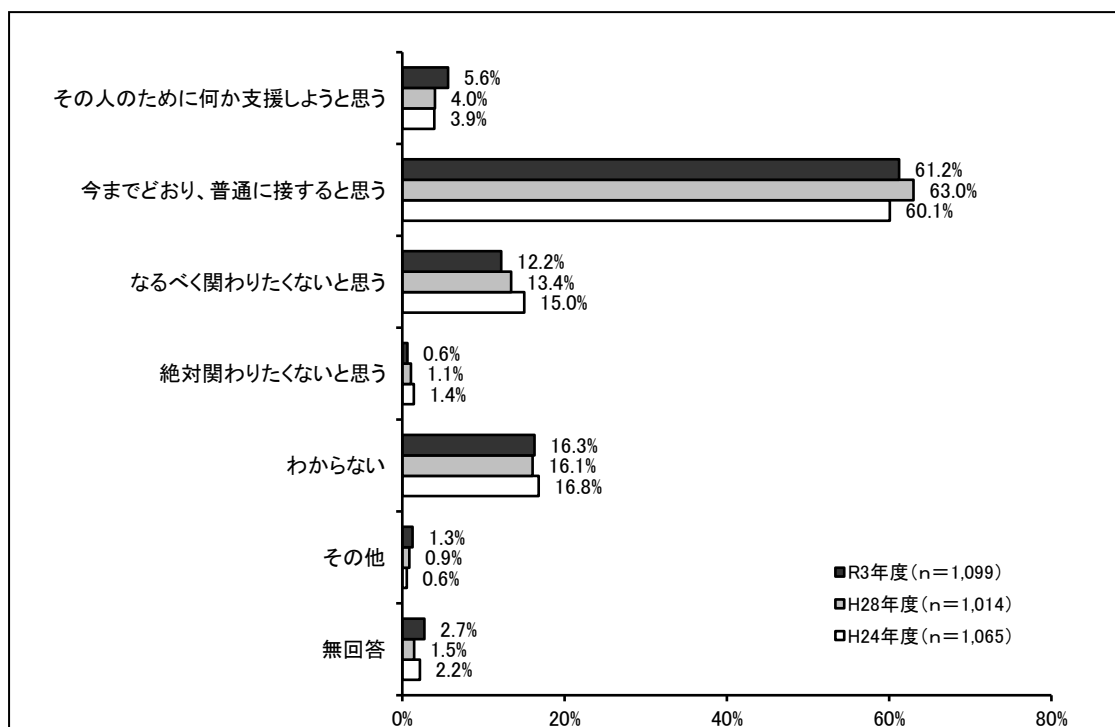
4) 新型コロナウイルス感染者等

新型コロナウイルス感染症または今後発生した場合の類似感染症に関する情報収集や提供、感染予防対策など知識の普及・啓発を行います。

新型コロナウイルス感染症のまん延過程で発生した例や経験を基に、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別の解消のため、啓発を行うとともに、人権侵害に対する相談・支援体制の強化、必要に応じてSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）*をはじめインターネット上での人権侵害の監視（侵害の程度により関係機関へ通報）等を実施します。

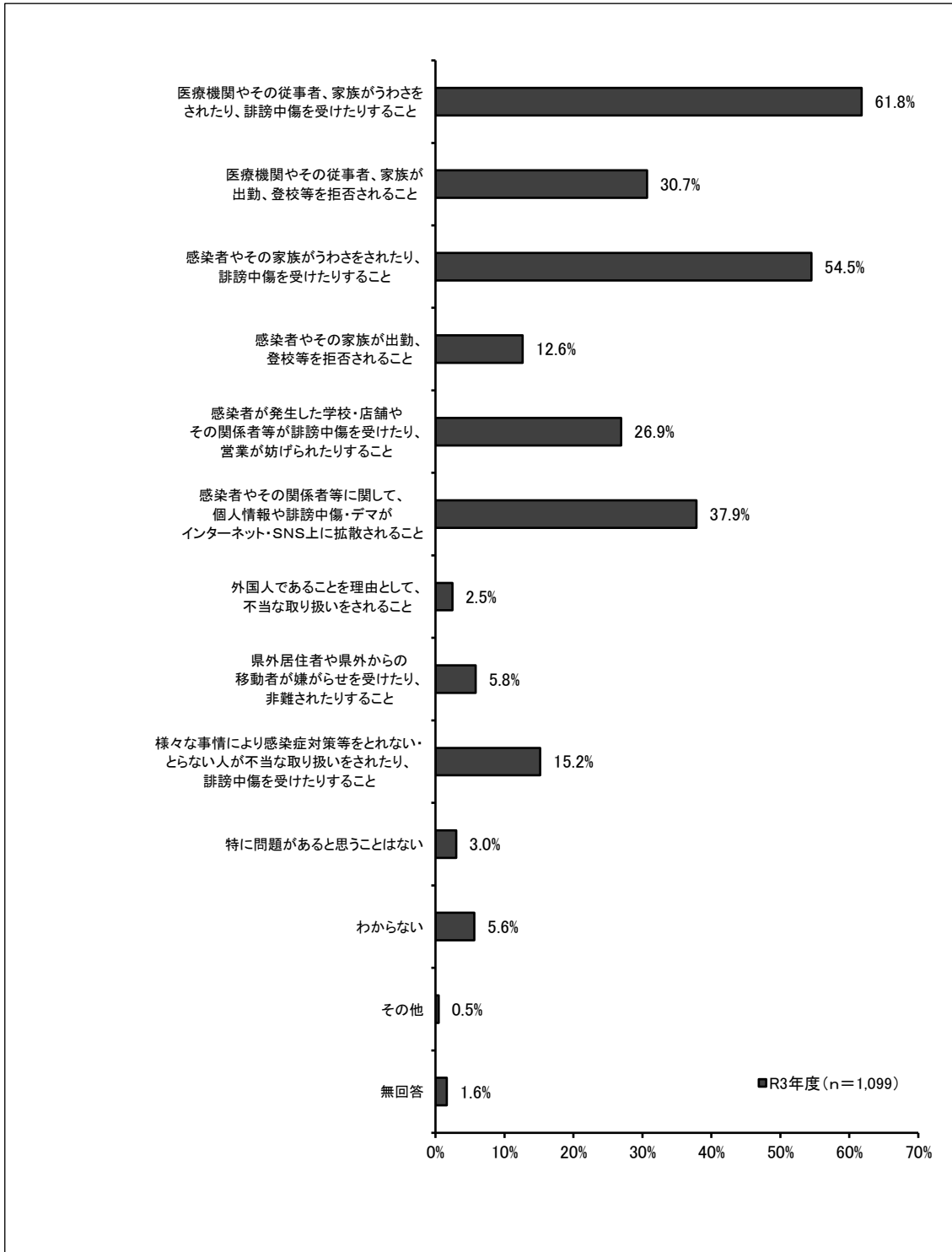
■ 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方

Q あなたの職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますか。
次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。
(今回、新たに設けた質問のため、比較はできない。)



9 刑を終えて出所した人

(1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察*中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職や居住に関する差別をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあり、地域社会の理解と協力が必要です。

また、罪を犯した人が、円滑な社会復帰ができず、犯罪や非行を繰り返す再犯者の割合を減らしていくことが安全で安心して暮らせる社会づくりにつながります。

そのため、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）が、2016 年（平成 28 年）12 月に施行されました。

県では、「岐阜県地域生活定着支援センター」*を 2010 年（平成 22 年）に設置し、高齢又は障がいのために福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所者や被疑者等の社会復帰の支援を推進していますが、支援に当たり関係機関との連携が必要となっています。

(2) 施策の方向

刑を終えた人、保護観察中の人たちが地域社会の一員として明るい生活を営むためには、本人の意欲はもとより、行政機関の働きかけだけでなく、地域社会の理解と協力による支援が重要となります。

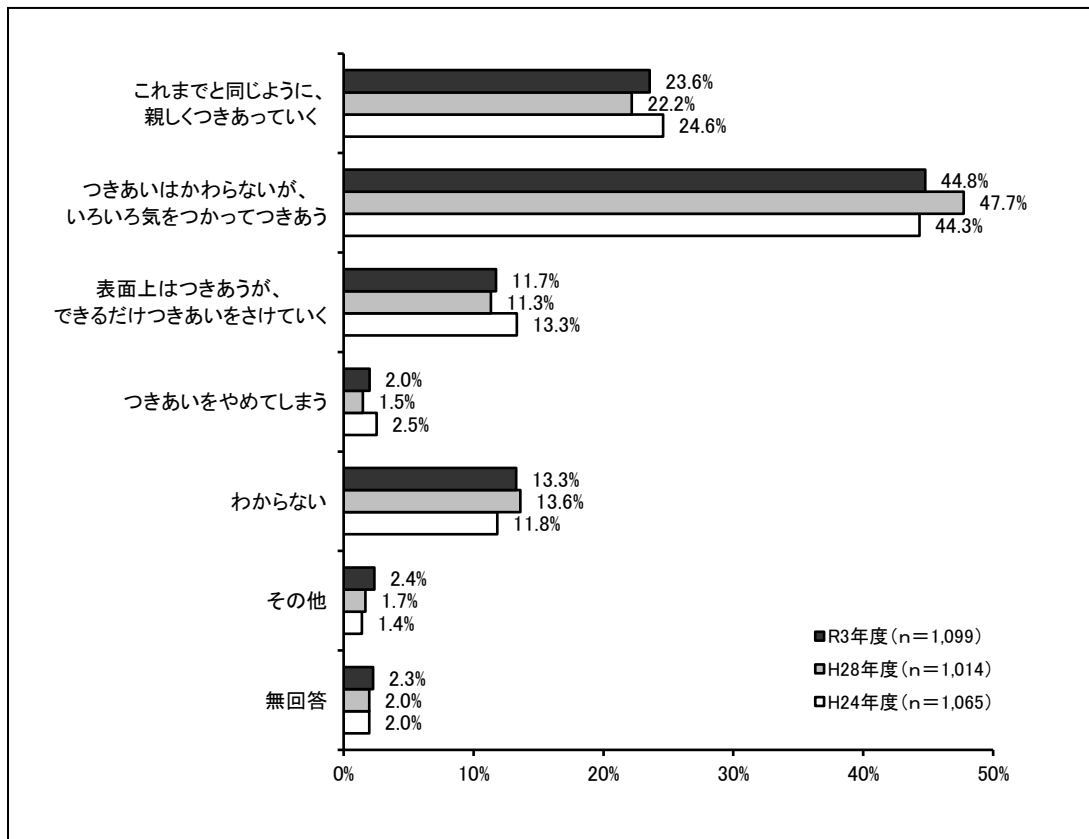
偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、関係機関・団体との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」*等の啓発活動を推進します。

罪を犯した人が円滑に社会に復帰することができるよう、国、地方公共団体及び民間団体その他の関係者と連携し、再犯の防止に向けた施策を推進します。

なお、「岐阜県地域生活定着支援センター」では、高齢又は障がいを有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等について、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関と連携して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整え、望まない孤立や孤独のない地域社会づくりに取り組みます。

■ 日頃親しくしている人が、刑を終えて出所した人だとわかったときの対応

Q 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であるとわかったとき、あなたはどのようにしますか。あなたのお気持ちにいちばん近いものを1つだけ選んで○をつけてください。



10 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法」を2004年（平成16年）に制定しました。

また、2005年（平成17年）には、犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ、計画期間を5年とする「犯罪被害者等基本計画」を策定し、その後、犯罪被害者給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設、刑事手続きへの被害者参加制度の導入等、犯罪被害者等施策を着実に進めてきました。

しかしながら、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細かな充実した支援が必要であるとして、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等が緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を図るため、2021年（令和3年）に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その重点課題は次のとおりです。

- ・ 損害回復・経済的支援等への取組
- ・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ・ 刑事手続きへの関与拡充への取組
- ・ 支援等のための体制整備への取組
- ・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

このような状況を踏まえ、本県としても犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること、犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、「岐阜県犯罪被害者等支援条例」を制定しました（令和3年4月1日施行）。

また、条例第9条に基づき、県が目指す犯罪被害者等への支援についての基本的な考え方を明らかにするとともに、県の支援や施策等を総合的かつ体系的にまとめた「岐阜県犯罪被害者等支援計画」を策定しました（令和4年4月1日施行）。

(2) 施策の方向

社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、犯罪被害者等が安全に安心して暮らせる地域づくりのため、次の3つの方向性に沿って、国、市町村、関係団体等と連携・協力して取組を進めます。

- ・途切れない支援を実現する体制の整備
- ・犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供
- ・犯罪被害者等を支える社会の形成

1) 途切れない支援を実現する体制の整備

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害の状況・原因、置かれた状況等によって多岐にわたるため、必要なときに必要な場所で支援が受けられるよう体制を整備していきます。具体的には支援調整会議や犯罪被害者等支援コーディネーターの設置、各種相談窓口の運営等を行います。

2) 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供

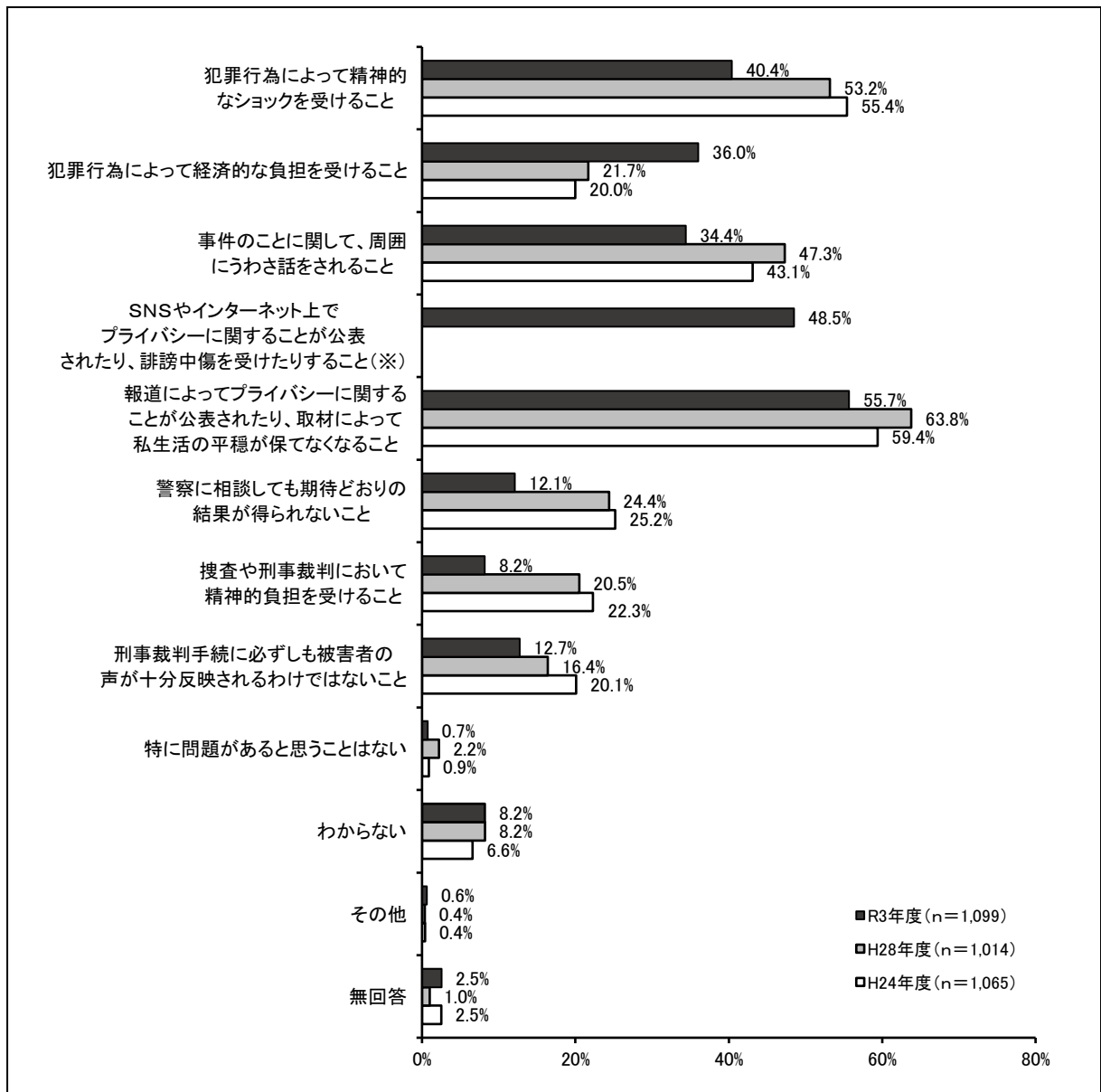
犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、犯罪被害がもたらす経済的負担を軽減するため、各種経済的支援制度の充実を図っていきます。具体的には、転居費用や再提訴費用の助成などの経済的支援や、安定した住居の確保、就労支援等を行うとともに、早期援助団体による付き添い支援など、精神的・身体的被害の回復や防止へ向けた取組を進めます。

3) 犯罪被害者等を支える社会の形成

犯罪被害者等が犯罪により受けた心身への直接的被害から回復できるよう支援するだけでなく、その負担を軽減し、二次的被害の防止を図っていくとともに、再び被害を受けることのないよう防止対策を行っていきます。具体的には各種媒体を通じた広報啓発活動や、学校における犯罪の未然防止の取組みの推進、犯罪被害者等支援人材研修等を実施します。

■ 犯罪被害者とその家族の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



※今回新たに追加した選択肢

11 性的指向※、性自認※を理由とする偏見・差別を受ける人

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向の人や生物学的な性と自己意識の性（からだの性とところの性）が一致しない人（以後「性的少数者」という。）は、それらを理由として、偏見・差別や性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題に苦しんでいます。

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、例えば、法制度上の様々な制約や地域社会での差別待遇があるなど、これまでは異性愛が自然だとされてきたため、普通と思われず、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

からだの性と心の性が一致しない性自認の異なる人であって、性別適合手術を受けたなど一定の条件を満たす場合には、2004年（平成16年）に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となっています。

しかしながら、医学的な理由など様々な理由で手術が受けられない人や、手術を求めない人も存在し、戸籍上の性別の変更の有無にかかわらず対応が求められています。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、性的少数者が、「世間から誤解又は偏見の目で見られること」や「嫌がらせを受けたり蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」などに問題があるにとらえています。

このため性的少数者に関する理解を深める教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

(2) 施策の方向

世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないということや、異性愛が当たり前という、心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、県では、性的少数者について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

1) 正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発

性的少数者であることを表明されている当事者の方や民間団体等と連携し、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布を行い、地域社会や企業、行政関係者をはじめとして、性の多様性について正しい理解が広まるよう、県民へ啓発を行います。

また、文部科学省が作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童・生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の手引きを活用して、教職員が正しく理解し、適切に対応できるような研修を行います。

2) 安心して暮らせる環境づくり

性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、当事者等が安心して暮らせるよう環境づくりに取り組みます。

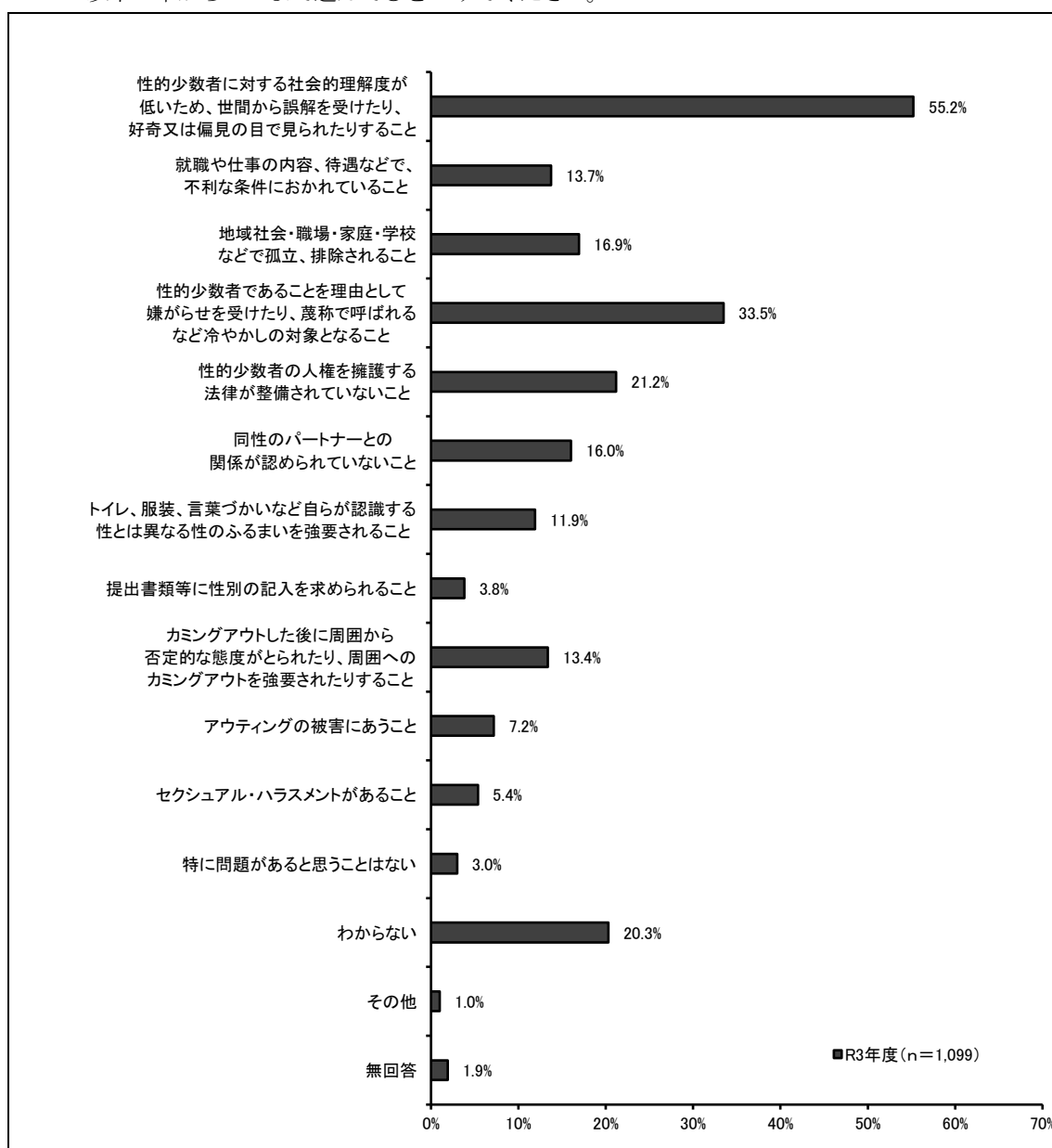
3) 偏見・差別の解消を目指した広報・啓発

性的少数者に対する差別や偏見の具体的な事例、必要となる具体的な配慮の実例等を調査し、これらを広報することで、偏見・差別の解消に向けた啓発を行います。

■ 多様な性的指向や性自認を持つ人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 性的少数者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

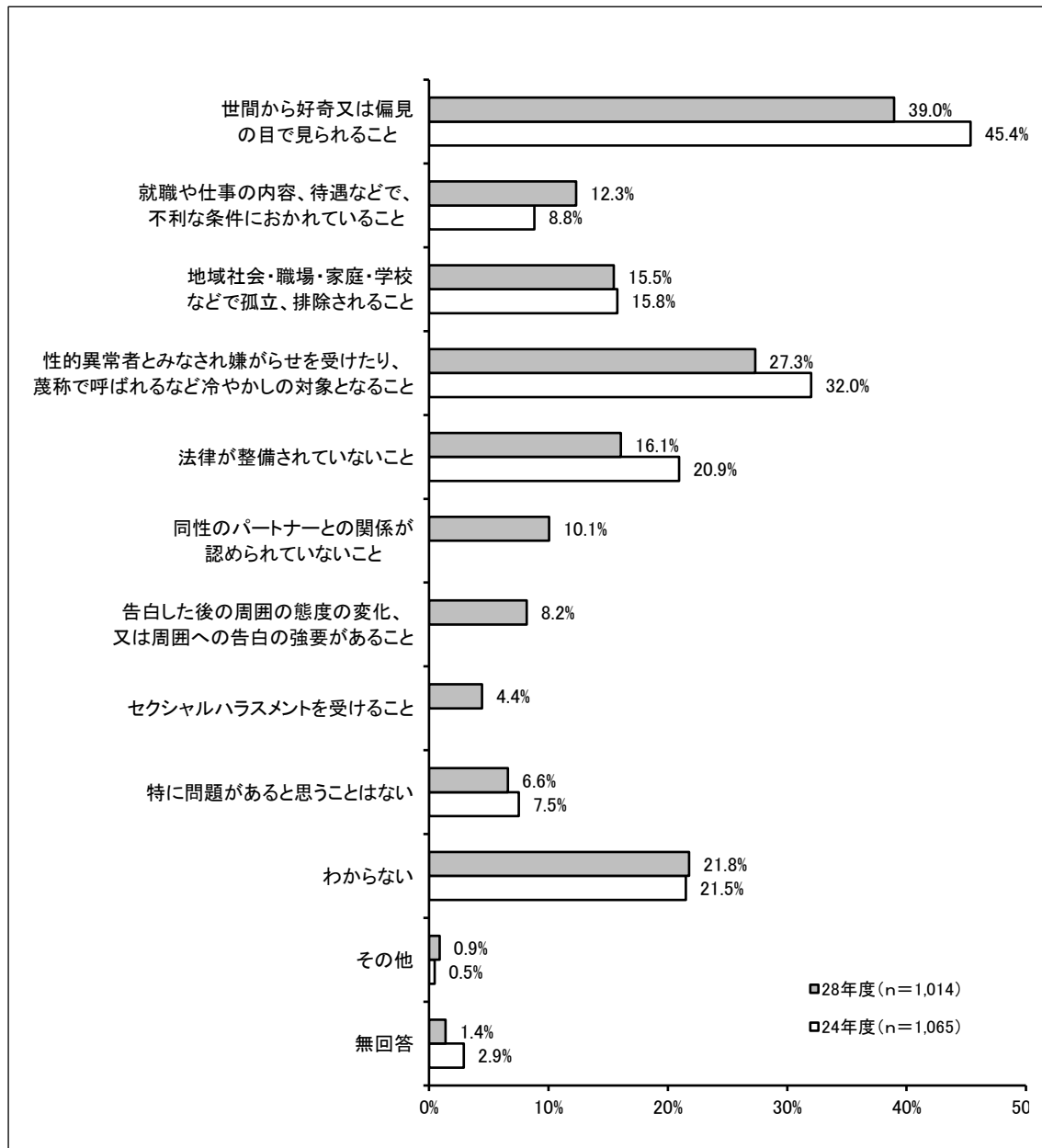
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



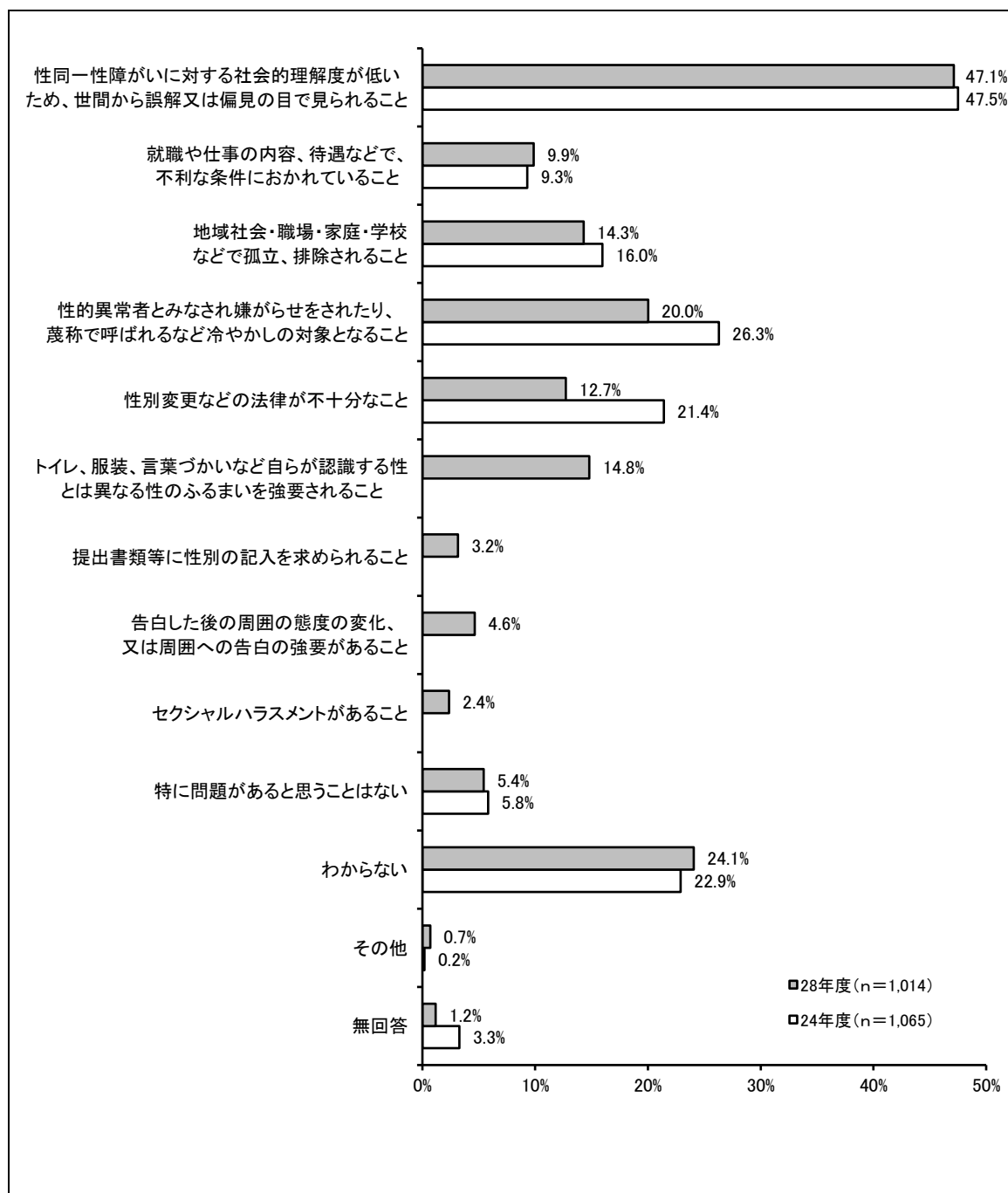
注：前回調査「性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと」と「性自認の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと」を統合したため、比較ができない。

【参考 前回・前々回調査】

Q 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



Q 性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



12 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対して、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。

また、2016 年（平成 28 年）4 月 14 日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要配慮者への対応が必要なことが改めて認識されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、大規模災害が起きた場合、多くの県民が「避難生活でプライバシーが守られないこと」（64.2%）、「要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して配慮が不十分」（49.5%）及び「避難生活の長期化による嫌がらせやいさかい」（44.7%）の問題が起きるととらえています。

災害時に、被災者特に要配慮者の人権をいかに確保していくか、平常時から考えておくことが重要になります

(2) 施策の方向

1) 災害時における要配慮者の視点を踏まえた災害被災者の人権を尊重する啓発活動

県では、熊本地震の教訓を基に、2017 年（平成 29 年）3 月に「岐阜県避難所運営ガイドライン」を改訂し、避難所生活等における高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等への配慮を踏まえた対応及び避難所運営への女性の積極的な参画等を位置付け、災害時における人権確保の取組を進めています。

なお、高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する方（避難行動要支援者）をあらかじめ確認しておき災害発生の際に危険が生じたときに、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう市町村が行う避難支援体制づくりの支援を行っています。

避難行動要支援者として把握していない者であっても、家族が勤務で不在などの際には、地域で支援を行っていくよう働きかけます。

2) 震災等の災害に起因する偏見・差別の防止や避難者への配慮

多様な方が避難する避難所では、避難者全員がお互いに配慮しあい、安心して生活できる環境の整備が必要です。プライバシー確保のための間仕切りによる居住スペースの設置や、不安や悩み、暴力等に関する相談窓口の設置など、避難所の生活環境の確保や高齢者、障がい者、女性などの要配慮者に配慮した避難所運営の取組を進めています。

また、被災児童・生徒が通う学校においては、個別面談、保護者への連絡等により、当該児童・生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか

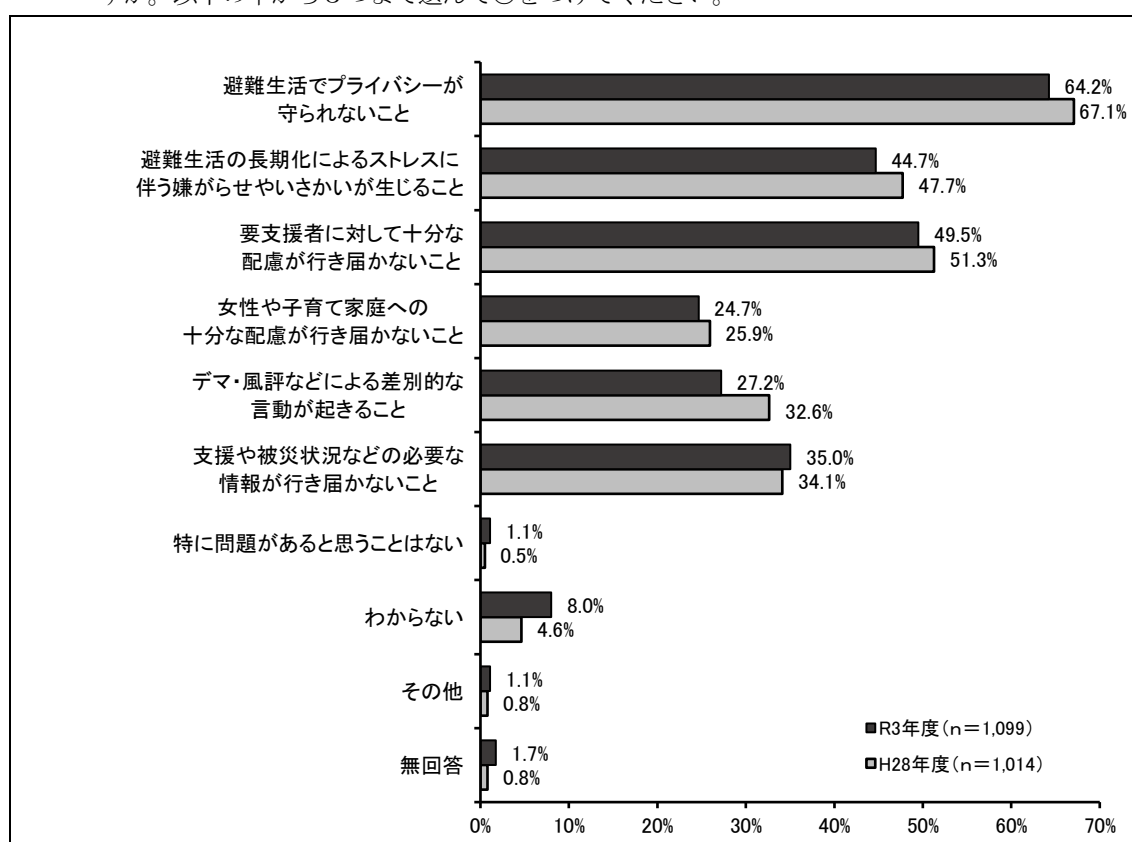
等について早期に把握に努めます。

いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報を共有し、いじめの事実の有無の確認や被害者への支援等の対応を図っていきます。

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

■ 災害時の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



13 その他

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、様々な人権問題が存在します。

高度情報化社会の中で、業務上知り得た個人情報などを不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取組を行っていきます。

1) 働く人

働く人の人権課題として、1999年（平成11年）4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラ[※]に係る規定が創設され、2007年（平成19年）4月に施行された同改正法では、セクハラ防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

2014年（平成26年）7月に施行された同改正法の規定に関する「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

2016年（平成28年）3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント[※]防止措置義務が新設され、マタハラ[※]に関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が2012年（平成24年）1月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワハラとは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

厚生労働省が2021年度（令和3年度）に実施した「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が86,034件と相談内容別の中で最も多く、10年連続で最多の項目となっています。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなどが大きな問題となるなか、時間外労働の上限規制などの働き方改革[※]関連法が2019年（平成31年）4月から順次施行されました。事業主、労働者がそれぞれの立場から、一人ひとりの人権を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

ハラスメントや働き方改革、その他労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切であり、経済団体と協働しての働き方改革セミナーの開催、企業等による職場での相談窓口の設置や研修実施など、職場での取組を促進することにより、働く人の人権に配慮した職場づくりの啓発を進めていきます。

2) ホームレス

2002 年（平成 14 年）8 月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）」が 10 年間の時限立法として施行され、2012 年（平成 24 年）6 月に法の有効期限を 5 年間、2017 年（平成 29 年）6 月に更に 10 年間延長する改正がなされました。

この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの人権等に関する問題の解決に資することを目的としています。

国においては、法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な方針を地方公共団体等に対し明示し、地域社会におけるホームレス問題の解決が図られるよう、2003 年（平成 15 年）7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定しましたが、2018 年（平成 30 年）7 月にはホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等、ホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、新たな基本方針が策定されています。

2022 年（令和 4 年）1 月に国が全国一斉に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によれば、ホームレス数は全国 3,448 人、県内 4 人となっています。

県では、引き続き県内関係市町村と連携を図り、生活相談等を実施していきます。

3) アイヌの人々

国連は、1990 年（平成 2 年）の総会で、1993 年（平成 5 年）の 1 年間を「世界の先住民の国際年」と宣言しました。この宣言は、先住民が直面している諸問題の解決のために、各国が国際協力をすることを目的としています。

我が国においても「世界の先住民の国際年」を迎えるにあたって、北海道に居住しているアイヌの人々についての関心が高まりました。

また、1997 年（平成 9 年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下「アイヌ文化振興法」という。）が施行されました。この法律は、アイヌ文化の伝統及び文化について正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目指しています。

2007 年（平成 19 年）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、2008 年（平成 20 年）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択され、政府は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

2009 年（平成 21 年）に出された懇談会の報告書では、先住民族という認識に基づく政策展開、アイヌのアイデンティティの尊重、アイヌ文化の振興、教育・啓発による国民の理解の促進等が提言されました。

2019 年（令和元年）には、「アイヌ文化振興法」に代わり、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた幅広い施策を実施することとされました。

県においても、アイヌの人々への差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、アイヌの人々の伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動と人権学習を推進していきます。

4) 北朝鮮当局による拉致問題

2002 年（平成 14 年）9 月、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は、永年否定していた日本人拉致を初めて認め謝罪し、同年 10 月、北朝鮮当局によって拉致された被害者のうち 5 人について 24 年ぶりの帰国が実現しました。そして、2004 年（平成 16 年）5 月には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。現在、日本政府は拉致被害者として上記 5 名を含む 17 名を認定しています。

しかし、帰国した 5 名以外の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否は不明のままとなっています。

さらに、北朝鮮により拉致された可能性を排除できないとして、行方不明の 871 名（2023 年（令和 5 年）3 月現在、警察庁ウェブサイトによる）に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査が続けられています。

国は、2006 年（平成 18 年）6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

今後も、継続して人権啓発等において啓発に努めていきます。

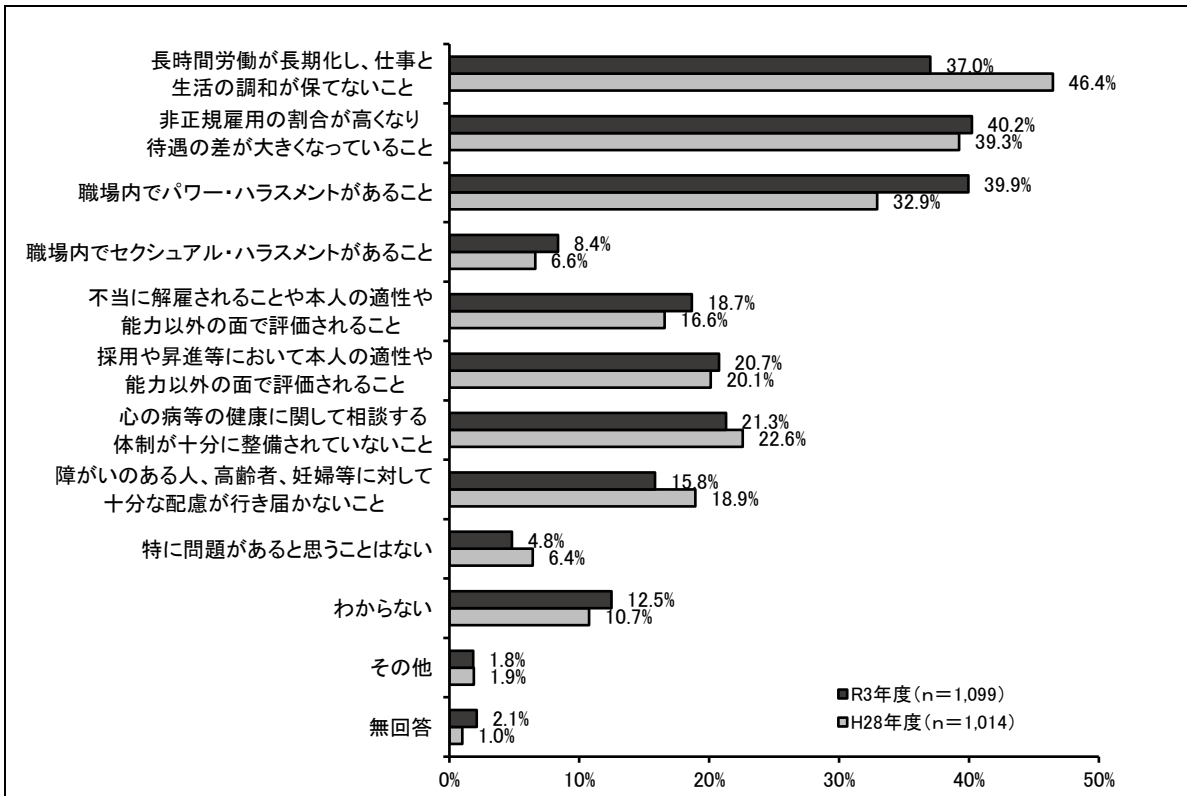
5) 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

県としては、その取締りを徹底し、被害者を発見した場合は適切な保護措置を講じ、被害者の支援を行っています。

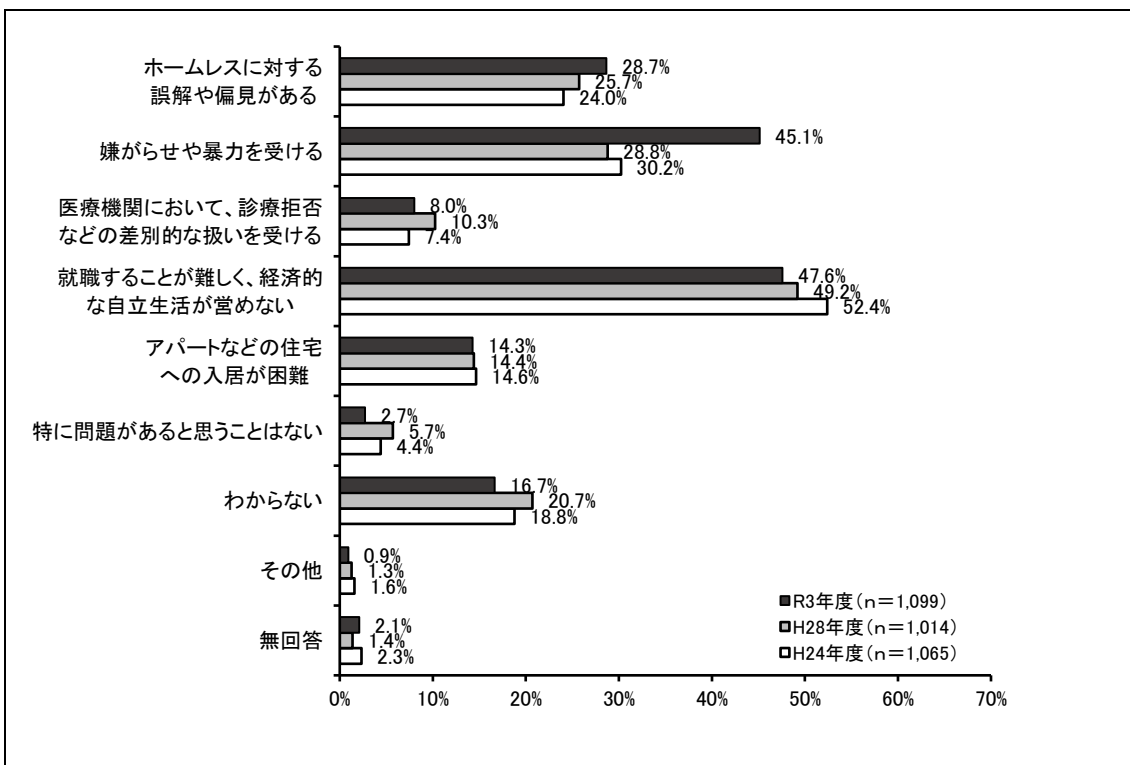
■ 職場での人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 職場での人権について、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



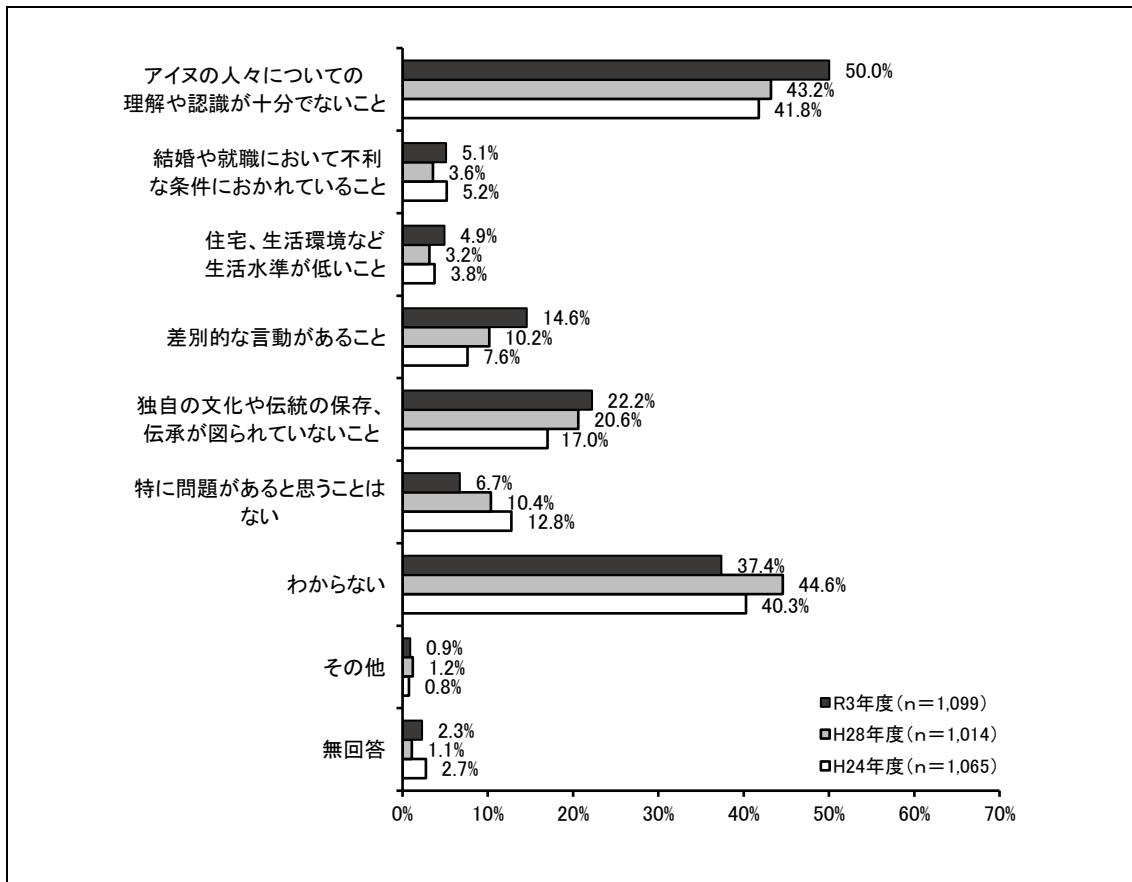
■ ホームレスの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ アイヌの人々の人権問題で、特に問題があると思うこと

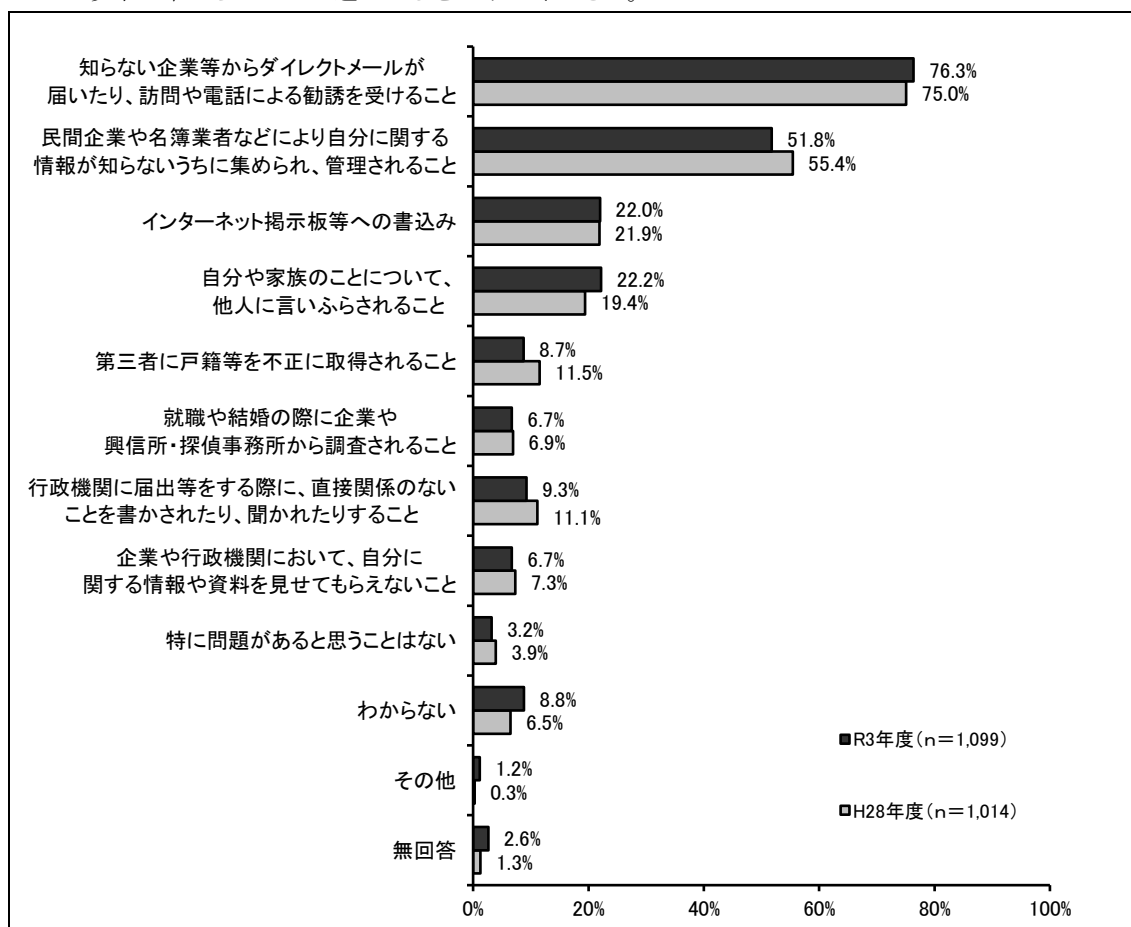
Q アイヌの人々の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ 個人情報の問題で、特に問題があると思うこと

Q 個人のプライバシーに関して、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。

以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



用 語 解 説

【ア行】

ISO26000 (p10)

企業をはじめとする自治体、学校、病院、NPOなど、組織が社会の一員として社会に果たすべき役割と責任に関する国際規格のことをいいます。

ISO（国際標準化機構）が2010年(平成22年)11月に発行しました。

第三者認証を目的としておらず、望ましい姿を示し、実行の参考にしてもらう手法をとっている点が特徴です。

社会的責任を果たすための指針として「説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者（消費者、従業員、株主・投資家、取引先、政府、NGO・NPO、地域社会など）の利害の尊重、法令遵守、国際規範の尊重、人権の尊重」の7つの原則などが掲げられています。

人権に関しては、各組織が、その影響がおよぶ範囲を含めて、直接的・間接的に人権を侵害することがないように、組織全体として責任を負うことが重要です。

違法・有害情報相談センター (p42)

インターネット上の違法・有害情報に関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うために、2009年(平成21年)8月に総務省が設置した相談窓口です。

電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なっています。

相談内容は、インターネット環境における違法・有害情報および安心・安全に関わる相談や疑問などで、具体的には、著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法などが挙げられます。

インクルーシブ教育システム (p33)

学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けることをいいます。

インターンシップ (p19, 40)

学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度のことをいいます。

エイズ (AIDS) (p45)

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）（Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス）の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」（Acquired immune deficiency syndrome）とといいます。

H I V感染者(p46)

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるH I Vに感染したが、エイズ特有の症状が出ていない人のことを言います。H I Vに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。感染から発症まで6 か月から 10 年以上の潜伏期間があるといわれています。

また、H I Vは感染力の弱いウイルスで、日常生活では感染しないこと、感染経路も特定されており、どのように感染するかなどを理解すれば、過度に恐れる必要はありません。

えせ同和行為(p37)

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるといった悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな障害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

L G B T（エル・ジー・ビー・ティ）

次の言葉の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

L（Lesbian 女性の同性愛者）、

G（Gay 男性の同性愛者）、

B（Bisexual 両性愛者）、

T（Transgender 体の性と心の性に違和感がある人）

この他にもAsexual（無性愛）、Pansexual（全性愛）、Intersex（身体的に男女の区別がつきにくい人）、Questioning（確信が持てない人）など様々な人がいることから「L G B T s」、「L G B T Q」等と呼ばれることもあります。

また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「S O G I」と表されることもあります。→「性自認」、「性的指向」参照

【力行】

外国人雇用企業相談窓口（T e l 058-278-1146）(p40)

岐阜県中小企業総合人材確保センター「ジンサポ！ぎふ」が、外国人材を雇用している、又はこれから雇用を考えたい企業の皆様からのご相談にお応えするため、設置している相談窓口です。窓口では、企業の方からの個別相談や出張相談に対応するほか、外国人雇用に関する企業向けセミナー等を実施しています。

岐阜県在住外国人相談センター（T e l 058-263-8066）(p40)

公益財団法人岐阜県国際交流センターが設置する、在住外国人の方々が日常生活での困りごと（税金、住まい、教育、福祉、等）を外国語で気軽に相談できる相談窓口です。英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語など14言語で対応しています。

ぎふ性暴力被害者支援センター（T e l 058-215-8349）(p18)

性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止することを目的とした機関です。

岐阜県障害者権利擁護センター（Ｔｅｌ ０５８－２１５－０６１８）（p30）

障がい者に対する虐待の通報などを義務付け、虐待の予防・早期発見、案件発生後の速やかな当事者の権利の擁護を目指す「障害者虐待防止法」により規定されている、使用者（雇用主など）による虐待に関する通報又は届出や、相談等の対応窓口となります。

岐阜県障がい者総合就労支援センター（p32）

企業が積極的に障がい者を雇用できる職場環境を作るために雇用に向けた受入体制整備のアドバイスから、障がい者の力を引き出す仕事づくり、定着を担う支援機関とのネットワーク構築などの支援を行っています。

岐阜県障がい者差別解消支援センター（p30）

「障害者差別解消法」に基づき、福祉分野における専門的知識と経験を有し、相談支援を専門とする社会福祉士（国家資格）が広域専門相談員として障がい者差別に関する高度・専門的な相談に対応します。

岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会（p4, 15）

岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市、岐阜県で構成された、人権啓発活動を行う組織をいいます。また、岐阜地方法務局および各支局とその管轄の市町村で構成された「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」も設置されています。

岐阜県人権啓発センター（Ｔｅｌ ０５８－２７２－８２５２）（p3, 10, 13, 37）

2000年（平成12年）4月に人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権に関する問題への取り組みを推進して差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして設置された機関です。

人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発DVD等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

岐阜県人権懇話会（p3, 15）

2005年（平成17年）5月に、「県民一人ひとりの人権が最大限尊重された日常生活を送ることができる社会」を目指すために、人権に関係する有識者から様々な角度から、県が取り組むべき人権施策の推進方策について、意見をいただくために設置した機関です。

岐阜県地域生活定着支援センター（Ｔｅｌ ０５８－２９３－５１０２）（p49）

高齢又は障がい者を有するために福祉の支援を必要とする方について、保護観察所と協働して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、こうした人々を受け入れる地域社会づくりに取り組む施設です。

女性相談センター（Ｔｅｌ ０５８－２７４－７３７７）（p17）

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談を受け付けている機関です。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力等に悩んでいる方の相談等を行っています。

岐阜県では、岐阜県女性相談センターを設置して相談、カウンセリング、情報提供を行っています。

国際人権規約(p77)

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准しています。

子ども相談センター(p21)

子ども相談センターは、児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所です。悩みを持っているお子さん自身、ご両親や家族、保育園や学校、地域の方から18歳未満のお子さんについてのあらゆる相談に応じ、共に考え、援助しています。

岐阜県では、圏域別に5か所の子ども相談センターを設けています。

コロナ・ハラスメント(p45)

2020年（令和2年）から世界的に感染がまん延した新型コロナウイルス感染症に関連して発生したハラスメントのことです。誤った知識や情報、思い込みなどに基づき、ウイルスに感染した人やその家族、また感染した人の治療等に関わる医療関係者やその家族に対する、不当な差別や誹謗中傷などの人権侵害事案が発生しました。

【サ行】

災害情報の多言語自動発信システム(p40)

外国人の方に災害情報をリアルタイムで提供できるよう、災害時に市町村等が発令する、緊急安全確保、避難指示、河川情報や、土砂災害警報情報等の災害情報を、自動的に多言語化し、各市町村へ配信するほか、県国際交流センターのフェイスブックに掲載するシステムです。

C S R (Corporate Social Responsibility) (p10)

企業が社会の一員として社会に果たすべき役割と責任のことです。

J Kビジネス(p18)

繁華街を中心に女子高校生等（J K）によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、J Kビジネスと呼ばれています。一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等の被害に遭うなどのケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

児童の権利に関する条約(p22, 77)

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約で、わが国も、1994年（平成6年）4月に批准しています。

この条約は、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。

社会を明るくする運動（p49）

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）（p30, 77）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、2006年（平成18年）12月国連総会において採択されました。わが国も2014年（平成26年）に批准しました。

この条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等について規定されています。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）（p17, 77）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）の国連総会で採択された条約で、わが国も1985年（昭和60年）に批准しています。

この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。

人権関係諸条約（p77）

人権擁護のための世界の取り組みは盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。我が国が締結している主な条約は次のとおりです。

- ・ 国際人権規約
 - 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）
 - 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
- ・ 児童の権利に関する条約（児童権利条約）
- ・ 強制失踪からすべての者の保護に関する国際規約（強制失踪条約）
- ・ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）

人権擁護委員（p4, 7, 13, 15）

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱しています。

国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）（p77）

締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにして持っていること）を確保することを目的に1965年（昭和40年）12月に国連の総会において採択されました。我が国は、1995年（平成7年）12月に、この条約に加入しました。

この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としています。

スクールカウンセラー（p24）

いじめや不登校など、さまざまな悩みを持つ児童生徒の心の問題に対応するために、学校に配置される臨床心理上の資格を有する専門家のことをいいます。

青少年SOSセンター（TEL 0120-247-505）（p23）

岐阜県では、いじめ、不登校、友人・親子関係等の様々な悩みを持つ青少年の相談を受け付ける相談機関（通称：青少年SOSセンター）を運営しています。

青少年の悩みに365日、24時間フリーダイヤルで対応する相談機関です。電話のほか、メールやファックス、面談でも対応します。また、匿名の相談も受けます。

性自認（Gender Identity）（p1,54）

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。

多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。

性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。→「LGBT」参照

性的指向（Sexual Orientation）（p1,54）

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・両性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。

性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。→「LGBT」参照

成年後見制度（p28,33）

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為等をしたりすることにより、本人を保護、支援します。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的いやがらせ）（p10,17,42,60）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

なお、厚生労働省が示す「セクハラ指針」が2016年（平成28年）8月に改正され、性的少数者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントもセクハラ指針の対象となる旨が明確化されました。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（p1, 42, 46）

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

ソーシャルメディア（p42）

インターネットを利用して、誰でも手軽に情報を発信したり、相互にやりとりしたりすることができる双方向のメディア（情報媒体）のことをいいます。

【タ行】

地域包括ケアシステム（p26）

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要な時に必要なサービスを受けられるよう、地域の中で役割分担をしながらそのサービスを提供していく仕組みのことをいいます。

ちょっといい話（p9）

県民の皆様から寄せられた身のまわりの心温まる話をとおして、「温かい心のふれあい」「心豊かなまちづくり」について考える機会を創出する事業です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（p17）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

【ナ行】

日常生活自立支援事業（p28, 33）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【ハ行】

配偶者暴力相談センター（p17）

配偶者による暴力の被害者を支援する中心的な機関として各都道府県の婦人相談所などが、「配偶者暴力相談センター」の機能を果たしています。

岐阜県では、岐阜県女性相談センター、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所福祉課で行っています。

配偶者からの暴力（DV）の防止及び被害者の保護を図るため、相談、カウンセリング、情報提供などを行っています。

働き方改革(p10, 60)

「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」という状況にある中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっています。

働く人の長時間労働の是正、非正規雇用労働者の処遇改善など制度改革により、個々の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指す政府の取組です。

発達障害者支援センター（TEL 058-233-5106）(p32)

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るために設置されています。

岐阜県では、「発達障害者支援センターのぞみ」を設置し、岐阜県在住の発達障がいのある方々に、総合的な支援を行っています。

ハラスメント(p1, 42, 60)

嫌がらせ、いじめといった意味で、職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアル・ハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント（関連解説参照）、妊娠出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。

パワーハラスメント(パワハラ)(p10, 42, P60にも定義記載)

パワーハラスメントとは、職場のいじめ・嫌がらせを指し、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性^(注)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。（注：上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。）

ハンセン病(p45)

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ひびきあい活動(p4, 8, 36)

県内すべての幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む活動です。

プロバイダ責任制限法(p42)

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されたりして、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年11月30日法律第137号）のことを言います。

ヘイトスピーチ (p39)

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいいます。

2016 年（平成 28 年）6 月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。」と規定しています。

保護観察 (p49)

犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることを義務づけて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談にのって、その立ち直りを助けようとするものです。

【マ行】

マタニティ・ハラスメント(マタハラ) (p18, 60)

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのことをいいます。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン (p27, 32)

2002年（平成14年）12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁） に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

また、2017年（平成29年）2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。同計画では、共生社会の実現に向け国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を2本の柱として取り組むこととしています。

よく生き合う (p1)

このことばは、「相手とまっすぐに向き合う」「呼べば答える『呼応の関係』」という考え方を表します。人はひとりで生きているではありません。生き合う中で生きる力をもらっているということです。

【ラ行】

隣保館 (p37)

社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設として、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設のことをいいます。

【ワ行】

ワクチン・ハラスメント (p45)

2021 年（令和 3 年）に始まった、新型コロナウイルス感染症の予防・軽減のためのワクチン接種に関して発生したハラスメントのことです。健康上の理由など様々な事情により未接種である方々に対して、不当な差別や誹謗中傷などの人権侵害事案が発生しました。

資 料

○ 人権をめぐる国内外の動向	77
1 国際的な動向	77
2 国内の動向	77
3 本県の取り組み	78
○ 人権関係年表	80
○ 世界人権宣言	87
○ 日本国憲法（抄）	91
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	93
○ 関連法規等（抜粋）	95

○ 人権をめぐる国内外の動向

1 国際的な動向

1945 年（昭和 20 年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、1948 年（昭和 23 年）の第 3 回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約^{*}〔1965 年（昭和 40 年）〕、国際人権規約^{*}〔1966 年（昭和 41 年）〕、女子差別撤廃条約^{*}〔1979 年（昭和 54 年）〕、児童の権利に関する条約^{*}〔1989 年（平成元年）〕などの人権関係諸条約^{*}が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

1994 年（平成 6 年）には、国連総会において、人権教育を通して人権文化を世界に築くことを目的として、1995 年（平成 7 年）から 2004 年（平成 16 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されるとともに、2004 年（平成 16 年）に「人権教育のための世界計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

この世界計画は、「初等中等教育」をテーマとした第 1 フェーズ行動計画〔2005～2009 年（平成 17～21 年）〕、「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」をテーマとした第 2 フェーズ行動計画〔2010～2014 年（平成 22～26 年）〕、第 1 及び第 2 フェーズの取組強化と「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとする第 3 フェーズ〔2015～2019 年（平成 27～31/令和元年）〕、現在は「青少年のための人権教育」をテーマとした第 4 フェーズ〔2020～2024 年（令和 2～6 年）〕の取組が図られています。

また、組織に関する国際規格の分野では、2010 年（平成 22 年）に発行された ISO26000 において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

2 国内の動向

1947 年（昭和 22 年）、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備など様々な取組が行われています。

人権をめぐる国際的な動きの中で我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」〔1979 年（昭和 54 年）〕や「女子差別撤廃条約」〔1985 年（昭和 60 年）〕、「児童の権利に関する条約」〔1994 年（平成 6 年）〕などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組を進めてきました。最近では、2014 年（平成 26 年）「障害者権利条約」^{*}を批准しています。

1997 年（平成 9 年）3 月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、同年 7 月には「人権教育のための国連 10 年」に関する行動計画が策定され、あら

ゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

2000年（平成12年）12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。この法律を受け国は、2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2011年（平成23年）には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権課題に加える一部変更がなされ、人権尊重社会の実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、人権が保障されるよう、障がい者・高齢者・子どもに対する虐待防止や女性・障がい者に対する雇用機会の確保等を目的とする法律が整備されるなど個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

最近では、「いじめ防止対策推進法」2013年（平成25年）、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」2016年（平成28年）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」2016年（平成28年）、「部落差別の解消の推進に関する法律」2016年（平成28年）の施行など法整備が図られました。また2022年（令和4年）には「こども基本法」が制定され、2023年（令和5年）4月から施行されます。

文部科学省においては、2008年（平成20年）「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次取りまとめ）」を公表し、この中で、学校での取組をはじめ、家庭・地域、関係機関との連携した取組等具体的実践例を提示し、人権教育の充実が図られるよう支援しています。

3 本県の取組

県では、1992年（平成4年）に、同和施策の推進方策等の意見を求めるため、同和問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置しました。

その後、様々な人権問題に対応するため、2002年（平成14年）に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、2003年（平成15年）に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、2005年（平成17年）には「岐阜県人権懇話会」と改称し、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、施策に反映してきました。

一方、庁内組織における人権施策の推進については、1998年（平成10年）に「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置しました。その後、2003年（平成15年）には「岐阜県人権施策推進連絡協議会」と改称し、人権に関する総合的な施策を展開してきました。

また、2000年（平成12年）4月には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない、人権が尊重される明るく住み良い社会の実現に向けて、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発ビデオの貸出など、人権啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）3月には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的な考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓

発の推進に関する法律」第5条に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定しました。

この指針によって、本県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるために総合的に取り組んできました。

2008年（平成20年）3月、2013年（平成25年）3月及び2018年（平成30年）3月には、社会情勢の変化とこれまでの成果や課題を踏まえながら、指針を継承・発展させ、新たな課題への対応を含め、人権教育・人権啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、三度にわたり改定を行いました。

さらに、効率的な人権啓発事業を展開するため、1999年（平成11年）には、県と岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市を構成団体とする「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」を設立し、「人権啓発フェスティバル」等の人権啓発活動を連携して行ってきました。

教育に関しては、1974年（昭和49年）に「岐阜県同和教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における同和教育を推進してきました。

2002年（平成14年）には「岐阜県人権同和教育基本方針」を策定し、人権同和教育としての新たな方向を示しました。

さらに、2006年（平成18年）から人権同和教育における行動力の育成を図る取組として「ひびきあいの日」（2018年（平成30年）から「ひびきあい活動」に変更）を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなどの教育を実施してきました。

2011年（平成23年）12月には、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進による成果と課題を踏まえ、「岐阜県人権教育基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組んできました。

2012年度（平成24年度）から、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげするため、「人権同和教育」から「人権教育」へと名称を変更しました。

啓発に関しては、人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活用した広報や冊子・リーフレット、グッズの作成・配布などの啓発活動を推進するとともに、岐阜県人権啓発センターにおける出前講座やビデオ・DVDの貸出しなどの事業を拡充してきました。

また、障害者スポーツ競技体験教室の実施や多様な性に関するセミナーなど新しい課題についても取り組んできました。

人 権 関 係 年 表

年	国 連 等	国	県
1947(昭22)	「世界人権宣言」採択 「難民の地位に関する条約」採択 「児童権利宣言」採択	「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行 「児童福祉法」施行 「人権擁護委員法」施行 「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行	「岐阜県青少年保護育成条例」制定 「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定
1948(昭23)			
1949(昭24)			
1950(昭25)			
1951(昭26)		「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行	
1959(昭34)			
1960(昭35)		「精神薄弱者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)施行	
1962(昭37)			
1963(昭38)		「老人福祉法」施行	
1965(昭40)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択 「国際人権規約」(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約))採択 「国際人権年」	「同和対策審議会答申」	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 「岐阜県地方改善促進審議会答申」 「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問
1966(昭41)			
1967(昭42)			
1968(昭43)			
1969(昭44)		「同和対策事業特別措置法」施行	
1970(昭45)	「精神遅滞者の権利宣言」採択 「人種差別と闘う国際年」 「人種主義および人種差別と闘う10年」(1973～1983)	「心身障害者対策基本法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会答申」 「岐阜県同和対策事業長期基本計画」策定 「岐阜県同和対策事業長期基本計画」改訂 民生部に「同和対策室」設置 「岐阜県同和教育基本方針」決定
1971(昭46)		「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)施行	
1972(昭47)		「勤労福祉婦人法」施行	
1973(昭48)			
1974(昭49)			
1975(昭50)	「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」 「国連女性のための10年」(1976～1985)の決議を採択 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 「国際児童年」	「国際人権規約」(A規約、B規約)締結	
1979(昭54)			

年	国 連 等	国	県
1981(昭56)	「国際障害者年」	「難民の地位に関する条約」加入 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者等給付金支給法）施行 「地域改善対策特別措置法」施行	
1982(昭57)	「国連障害者の10年」（1983～1992）の宣言		
1983(昭58)	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（ハーグ条約）発効 第2次人種主義および人種差別と闘う10年（1983～1993）		
1984(昭59)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）採択		
1985(昭60)	「国際青少年年」	「女子差別撤廃条約」締結 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）施行 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）施行 「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正	「岐阜県婦人行動計画」策定
1986(昭61)			
1987(昭62)			
1989(平元)	「児童の権利に関する条約」（児童権利条約）採択	「高齢者保健福祉十カ年戦略（ゴールドプラン）」策定	
1990(平2)	「国際識字年」		
1992(平4)	アジア太平洋障害者の10年(1992～2002)		「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」設置
1993(平5)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年」 「世界の先住民の国際の10年」の決議を採択(1995～2004) 「第3次人種主義および人種差別と闘う10年」（1993～2003） UNESCAP「アジア太平洋障害者の10年」決議を採択(1993～2002)	障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」から「障害者基本法」へ改正	「岐阜県老人保健福祉計画」策定
1994(平6)	「人権教育のための国連10年」の決議を採択(1995～2004) 「世界の先住民の国際の10年」（1994～2004）	「児童権利条約」締結 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 「新ゴールドプラン」策定	「女と男のはあもにいプラン—ぎふ女性行動計画」策定
1995(平7)	「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	「人種差別撤廃条約」締結 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正	「岐阜県障害者基本計画」策定

年	国 連 等	国	県
1995(平 7)		障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」を策定	
1996(平 8)	「貧困撲滅のための国際年」	「地域改善対策協議会意見具申」 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定	「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定
1997(平 9)	「貧困撲滅のための国連の10年」(1997～2006)	「人権擁護推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行(令和元年アイヌ施策推進法施行により廃止) 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定	「岐阜県国際協力推進プラン」策定 「岐阜県同和行政基本方針」策定
1998(平10)		「改正障害者雇用促進法」施行 「精神薄弱者福祉法」から「知的障害者福祉法」へ改正	「岐阜県障害者プラン」策定 「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定 「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置
1999(平11)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) 「ゴールドプラン21」策定 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行 「改正高齢社会対策基本法」施行 「拷問等禁止条約」加入	「岐阜県男女共同参画プラン」策定 「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置
2000(平12)	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」 「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性2000年会議」で「政治宣言」および「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 「平和と文化のための国際年」	「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」施行 「任意後見契約に関する法律」施行 「改正外国人登録法」施行(指紋押なつ制度の廃止) 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)施行	「同和対策課」から「人権同和対策課」へ改称 「岐阜県人権啓発センター」設置 「岐阜県生涯安心計画」策定 「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定

年	国 連 等	国	県
2000（平12）		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正 「人権擁護推進審議会答申」（人権教育・啓発の在り方） 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定	
2001（平13）	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「第2次植民地撤廃のための国際の10年」（2001～2010） 「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」（2001～2010）	「改正雇用対策法」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 「新しい高齢社会対策要綱」策定 「人権擁護推進審議会答申」（人権救済制度の在り方） 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行 「改正アイヌ文化振興法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 「岐阜県地方改善促進審議会答申」
2002（平14）		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「人権擁護施策推進法」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）施行 「身体障害者補助犬法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）施行 「[地体財特法]」失効	「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」から「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」に改称 「人権宣言」県議会決議 「岐阜県人権同和教育基本方針」決定
2003（平15）	「国際識字の10年」（2003～2012） 第2次アジア太平洋の障害者の10年（2003～2012）	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制に関する法律」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行	「岐阜県人権施策推進指針」策定 「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」から「岐阜県人権啓発連絡協議会」に改称 「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」から「岐阜県人権施策推進連絡協議会」に改称 「岐阜県新・生涯安心計画」策定 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行
2004（平16）	「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」 「人権教育のための世界プログラム」採択	「改正DV防止法」施行 「改正障害者基本法」施行 「改正児童虐待防止法」施行 「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「人権同和対策課」から「人権施策推進室」に改称 「岐阜県男女共同参画計画」策定 「岐阜県障害者支援プラン」策定

年	国 連 等	国	県
2005(平17)	「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014) 「第2次世界の先住民の国際の10年」(2005～2014) 「『命のための水』国際の10年」(2005～2015) 「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行	「岐阜県人権啓発連絡協議会」から「岐阜県人権懇話会」に改称 「岐阜県青少年健全育成条例」改正
2006(平18)	「砂漠と砂漠化に関する国際年」 「人権理事会創設」決議 「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)採択」 「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)採択	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行 「障害者自立支援法」施行 「改正障害者雇用促進法」施行 「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「人権施策推進室」から「人権施策推進課」に改称 「岐阜県青少年健全育成計画」策定
2007(平19)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「改正男女雇用機会均等法」施行	「岐阜県多文化共生推進基本方針」策定 「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」施行
2008(平20)	第8回人権理事会において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「第2次国連貧困根絶のための10年」	「改正DV防止法」施行 「改正児童虐待防止法」施行 「改正児童福祉法」施行 「改正老人福祉法」施行 「更生保護法」施行	「岐阜県人権施策推進指針(第一次改定)」策定
2009(平21)	「国際和解年」	「改正児童福祉法」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(青少年インターネット環境整備法)施行 「「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「強制失踪条約」締結	「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定 「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定
2010(平22)	「文化の和解のための国際年」 第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「子ども・若者育成支援推進法」施行	「第2期岐阜県障がい者支援プラン」策定
2011(平23)	「人権教育・啓発に関する国連宣言」採択 人権理事会「性的指向・性自認と人権」決議	「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更	「第3期岐阜県障害福祉計画」策定 「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県人権教育基本方針」決定
2012(平24)		「改正児童福祉法」施行 「改正ホームレス自立支援法」施行 「新在留管理制度」施行 (「入管法」、「住民基本台帳法」改正、「外国人登録法」廃止) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行	「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定

年	国 連 等	国	県
2013(平25)	第3次アジア太平洋障害者の10年(2013～2022)	「いじめ防止対策推進法」施行 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)施行 「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)へ改正	「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定
2014(平26)		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法施行、名称変更) 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ法)施行 「障害者権利条約」締結 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行	「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定 「岐阜県家庭教育支援条例」施行 「岐阜県青少年健全育成条例」改正
2015(平27)		「子ども・子育て支援法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定 「岐阜県障害者総合支援プラン」策定
2016(平28)		障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 「改正障害者雇用促進法」施行 「改正発達障害者支援法」施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)施行 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止法)施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行	「第3次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行
2017(平29)		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定
2018(平30)			「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)」策定 「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定

年	国 連 等	国	県
2019 (平31/令元)		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法) 施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」 施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」 2019(平31/令元) 年以降、順次施行	
2020(令2)			「岐阜県感染症対策基本条例」 施行
2021(令3)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」 改正 「第4次犯罪被害者等基本計画」 策定	「岐阜県犯罪被害者等支援条例」 施行 「第4次岐阜県青少年健全育成計画」 改定 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」 策定
2022(令4)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」 成立(施行は2024(令6) 年) 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV出演被害防止・救済法) 施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法) 改正法施行 「こども基本法」 成立(施行は2023(令5) 年)	「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」 改称・改定 「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」 中間見直し
2023(令5)			「岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)」 策定

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 榮譽、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

関連法規等（抜粋）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）（抄）

（昭和 60 年 7 月 1 日条約第 7 号）

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（d）女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

「男女共同参画社会基本法」（抄）

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）（抄）

（平成 12 年 5 月 24 日法律第 81 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為を行うこと。
- 3 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 5 号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体的安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」

（男女雇用機会均等法）（抄）

（昭和 47 年 7 月 1 日法律第 103 号）

（性別を理由とする差別の禁止）

第 5 条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第 6 条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第 11 条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）（抄）

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

（配偶者暴力相談支援センター）

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条及び第 8 条の 3 において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（抄）

（令和 4 年 5 月 25 日法律第 52 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

「児童の権利に関する条約」(児童権利条約)(抄)

(平成6年5月16日条約第2号)

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

「いじめ防止対策推進法」(抄)

(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」

(児童ポルノ禁止法)(抄)

(平成11年5月26日法律第52号)

(目的)

第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(教育、啓発及び調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)(抄)

(平成12年5月24日法律第82号)

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治29年法律第89号）第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

「こども基本法」(抄)

(令和4年6月22日法律第77号)

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して

意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」

（プロバイダ責任制限法）（抄）

（平成 13 年 11 月 30 日法律第 137 号、令和 4 年改正法施行）

（趣旨）

第 1 条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

（発信者情報開示命令）

第 8 条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第 5 条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

（青少年インターネット環境整備法）（抄）

（平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧する機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性

に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第5条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

(連携協力体制の整備)

第7条 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

「老人福祉法」(抄)

(昭和38年7月11日法律第133号)

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

「高齢社会対策基本法」(抄)

(平成7年11月15日法律第129号)

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までそ

の能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第 10 条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第 11 条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第 12 条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

(高齢者虐待防止法) (抄)

(平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第 3 条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第 4 条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）（抄）

（平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（国の責務）

第 4 条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第 7 条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）（抄）

（平成 26 年 1 月 30 日条約第 1 号）

第 2 条 定義

この条約の適用上、

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザイ

ンは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第5条 平等及び無差別

- 1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。
- 2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。
- 3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

「障害者基本法」(抄)

(昭和45年5月21日法律第84号)

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

- 第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 - 3 国は、第1項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)(抄)

(平成 25 年法律第 65 号)

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第 8 条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)(抄)

(昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号)

(雇用にに関する国及び地方公共団体の義務)

第 38 条 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。)に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下この節及び第 39 条の 11 において同じ。)の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第 43 条 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章を除き、以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第 46 条第 1 項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)(抄)

(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)

(基本理念)

第 1 条の 2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

(障害者優先調達推進法)(抄)

(平成 24 年 6 月 27 日法律第 50 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

「発達障害者支援法」(抄)

(平成 16 年 12 月 10 日法律第 167 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念(次項及び次条において「基本理念」という。)にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援

が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。
- 4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。
- 5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

（国民の責務）

第4条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

「知的障害者福祉法」（抄）

（昭和35年3月31日法律第37号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

（自立への努力及び機会の確保）

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

（国、地方公共団体及び国民の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護（以下「更生援護」という。）の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（抄）

（昭和25年5月1日法律第123号）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及

び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まつて、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるよう努めるとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(国民の義務)

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(正しい知識の普及)

第46条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

「身体障害者福祉法」(抄)

(昭和24年12月26日法律第283号)

(法の目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

(障害者虐待防止法)(抄)

(平成23年6月24日法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待

の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（障害者に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

（平成28年12月16日法律第109号）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団

体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）（抄）」

(平成8年5月17日 地域改善対策協議会)

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施

策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)(抄)

(平成7年12月20日条約第26号)

この条約の締約国は、・・・(略)・・・

人種的相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、・・・(略)・・・

次のとおり協定した。

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(ヘイトスピーチ解消法)

(平成28年6月3日法律第68号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮_レするなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」（抄）

（平成13年6月22日法律第63号）

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策が

とられ、加えて、昭和 30 年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成 8 年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(抄)

(平成 20 年 6 月 18 日法律第 82 号)

国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(抄)

(令和元年 11 月 22 日法律第 55 号)

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穏に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第 1 条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）（抄）

（平成 10 年 10 月 2 日法律第 104 号）

我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

（基本理念）

第 2 条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前 2 項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

（国民の責務）

第 4 条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（抄） （平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号 令和 3 年改正）

（知識の普及等）

第 13 条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をするを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれら

の者と同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」

（犯罪被害者等給付金支給法）（抄）

（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 36 号）

（犯罪被害者等給付金の支給）

第 3 条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

「犯罪被害者等基本法」（抄）

（平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体を実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止法)(抄) (平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号)
(基本理念)

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(抄) (平成 15 年 7 月 16 日法律第 111 号)

(定義)

第 2 条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第 4 条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治 29 年法律第 89 号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

「個人情報の保護に関する法律」(抄) (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)
(目的)

第 1 条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）（抄）

（平成 14 年 8 月 7 日法律第 105 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

「生活困窮者自立支援法」（抄）

（平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（抄）

（平成 31 年 4 月 26 日法律第 16 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（抄）

（平成 18 年 6 月 23 日法律第 96 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、2005 年 12 月 16 日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

（国の責務）

第 2 条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）

を解決するため、最大限の努力をするものとする。

(地方公共団体の責務)

第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(AV 出演被害防止・救済法)(抄)

(令和4年7月12日法律第78号)

(目的)

第1条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制の禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

岐阜県人権施策推進指針(第四次改定)

～一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して～

令和5年3月

発行 岐阜県環境生活部人権施策推進課

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

電話 058-272-8250

e-mail : c11227@pref.gifu.lg.jp